

大学機関別認証評価

自己評価書

平成17年7月

大分県立看護科学大学



# 目 次

対象大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準1 大学の目的	5
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	32
基準6 教育の成果	51
基準7 学生支援等	58
基準8 施設・設備	67
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	71
基準10 財務	79
基準11 管理運営	83
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	88



## I 対象大学の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 大分県立看護科学大学
- (2) 所在地 大分県大分市大字廻栖野2944-9
- (3) 学部等の構成
- 学部： 看護学部
- 研究科： 看護学研究科
- 附置研究所：
- 関連施設： 看護研究交流センター
- (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
- 学生数：学部333名，大学院19名
- 教員数：60名

### 2 特徴

本学は、平成 10 年 4 月に 4 年制学士課程の看護学部として設立し、平成 14 年度には大学院看護学研究科（修士課程）を、続いて平成 16 年度には大学院看護学研究科（博士課程）を開設した。

設立に際し、「建学の精神」として、(1)看護学の考究、(2)心豊かな人材の育成、(3)地域社会への貢献の 3 つを掲げて大学運営にあたってきた。

看護系大学である本学の特徴として以下の諸点をあげることができる。

#### 1) 教育面の特徴

(1) ヒト、人、人間を理解し、総合的な判断力をもった自律した看護職を育成する。

一般教養教育と、看護の基盤教育を担当する 7 科目群からなる「人間科学講座」を設置し、看護の対象であるヒト、人、人間を生物学的視点から心理社会的視点まで幅広く徹底的に理解させるとともに、人間科学講座と看護学講座との有機的な連携を図るための科目（「総合人間学」「総合看護学」「卒業研究」など）を設け、看護職者としての合理的な判断力を身につけた人材を育成するための教育を徹底して行っている。

さらに、総合実習（第 5 段階の看護学実習）および各科目に設けている「演習」などを通して学生の自律性を育成することに努めている。

#### (2) 国際的視野の育成

これからの看護職に必要とされる国際的視野を育成するために、大学として国際交流に力を入れている。

開学以来、学部に「国際看護学」を設置し、韓国から招聘した専任教授が学生教育（学部および大学院）に当たっており、国際看護学の講義、演習はすべて英語で実

施している。また、韓国ソウル大学と学生交流を実施しており、毎年、双方の大学から 5 から 8 名の学生を派遣しあっている。

学生の実用的な英語力を強化するために、開学以来、外国人の英語教員を採用し、平成 16 年度からは、英語教育の中に CALL（コンピュータ支援言語学習）システムを導入している。

国際協力としては、JICA のウズベキスタン、カザフスタン、ラオスなどの看護教育、保健医療改善プロジェクトに協力し、教員、大学院生を短期専門家として派遣している。本学への研修員の受け入れの際には、学生との交流の機会を積極的に設けている。

#### (3) 大学院設置基準の 14 条特例の導入

大学院課程は昼夜開講制をとっており、約 80% の大学院生が社会人であり、実践現場と乖離しない教育研究を目指している。

#### 2) 研究面の特徴

教員の研究面の活性化を図るために研究費の競争的配分を行っている。また、「産後ケアセンターの構築」など、産官学共同研究を展開し、成果を上げてきている。

#### 3) 地域社会への貢献 ー大分県の看護学の拠点ー

主として、地域の看護職者の看護研究のサポート、看護国際フォーラムを通しての新しい情報の提供などを行い、現任看護職者の質の向上に協力することにより、間接的に地域社会に対して大学の活動成果を還元している。

#### 4) IT 技術の活用 ー透明性、情報の公開性ー

教職員、学生に対する必要な情報発信の多くは学内ウェブ、イントラネット、携帯電話などを通して行い、開学以来ペーパーレス化を図ってきた。

入試委員会以外の委員会の議事録等は、学内ウェブに掲載し、全教職員に公平に情報が届くようにしている。

また、インターネットジャーナル「看護科学研究」を看護研究交流センターが刊行している。

#### 5) 教職員と学生の顔が見える大学運営

小規模校の特徴を活かしてお互いの顔が見える大学運営を図っている。異学年学生と教員からなるコンタクトグループの活動、演習・実習を通しての少人数指導体制、などにより教員と学生の交流の機会をできるだけ多く作るようにし、学生の心身の問題、あるいは学業上の問題の早期発見に努めている。

## II 大学の目的

### 1 大学の使命

県立の看護系大学である本学の使命は、社会のニーズとくに地域のニーズにあった看護職者を育成することと、看護学の研究を通して看護学の発展に寄与することである。

このため本学では、平成10年の開学時に「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」の3つを建学の精神として掲げ、大学の構成員（学生、教職員）に周知徹底することはもとより、この精神のもとで大学運営を図っていくことを地域社会に対して明示してきた。

### 2 大学の教育理念・教育目標

教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。そして、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。

この教育理念を達成するための教育目標として以下の6項目をあげ、大学が育成しようとしている人材（学生像）を明示している。

- (1) 生命に対する深い畏敬の念はもとより、人に対する深い理解と倫理観を基盤に人の喜びや苦しみを分かちあえる豊かな人間性を養う。
- (2) 人々を取り巻く生活環境や社会環境を総合的な視野から思考できる能力と、社会情勢の変化や科学の発達に対応できる自主的・創造的学習能力を養う。
- (3) 高度の専門知識・技術を修得するとともに、一人ひとりの看護ニーズに適切に対応できるように科学的根拠に基づく問題解決能力を養う。
- (4) 看護の果たすべき役割を理解し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉等人間の健康を支援する社会システムとの連携・調整能力を養う。
- (5) 国際的な視野をもって、幅広く活動できる能力を養う。
- (6) 看護職者として、看護学の進展に寄与できる教育・研究の基礎的能力を養う。

### 3 学士課程の目的

大分県立看護科学大学学則第1条に、本学の学士課程の目的として「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護に関する専門知識・技術の教授研究を通して、生命の尊厳と倫理観を基盤とした人間性と科学的視野に富む、看護の社会的使命を担うことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」ことを定めている。

### 4 大学院博士課程（修士課程、博士課程）の目的

大分県立看護科学大学大学院学則第1条に、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成する」ことを定めている。

### 5 大学の人材育成機能の強化

上記の教育目標を達成するために、学生の受け入れから、卒業、卒業後のフォローも含めた教育の充実、大学の施設・設備面、人材面、財政的な面での教育環境を整備・充実していくことを目指している。

- 1) 学生の受け入れ：社会のニーズにあった看護職を大学で育成するために、看護、看護学に対して関心のあ  
る優秀な学生、大学院生を受け入れること
- 2) 教員の教育研究能力の向上：教員は自己点検・評価を徹底し、常に自らの教育研究能力の向上に努めるこ  
と、大学としては、教員が最新の情報を入手し、自己の教育・研究能力の向上を図るための機会を設け、  
学外の関係者との交流が可能なように、時間的、財政的なサポートを行うシステムを構築すること
- 3) 時代のニーズにあった施設・設備面での教育環境の整備：IT器機，図書をはじめ教育関連施設の整備・  
更新につとめること
- 4) 就職活動のサポートと卒業生の受け入れ環境を整えること：  
看護職者として育成した人材を適材適所に配置ができるようにサポートすること  
卒業後の継続教育を通して、卒業生のサポートをすること  
大学院教育を受けた学生が、受けた教育に見合った活動ができる社会環境を整備すること

## 6 看護学の考究を目指して

看護学を進化させ、それを伝承していくことが看護系大学としての使命である。

実践の科学である看護学においては、実践に役立つ看護学研究を実施し、その成果をEBN（Evidence-  
Based Nursing）の実践のために、社会に還元していくことが重要である。

本学の特徴を活かした看護学研究を推進していくためには次の視点に留意した研究活動が重要である。

- (1) 人間科学講座と看護の専門講座との連携を図った看護研究の推進
- (2) 地域の保健・医療機関等との共同研究の推進
- (3) 国際機関，外国の大学との共同研究の推進
- (4) 産官学との共同研究の推進

## 7. 地域社会への貢献 —とくに大分県における看護の拠点施設をめざして—

いまや、地域社会への貢献は、すべての大学の目標の一つになっている。

本学は、看護系大学であること、小規模校であることの特徴を活かした地域貢献を目指す必要がある。そ  
こで、地域の看護職者を支援し、地域の看護職者の資質向上を通して間接的に地域へ貢献することを目指し  
ている。

このために大学は、看護研究交流センターを拠点施設として、地域の看護職者のニーズを充分把握した上  
で、さまざまなサービスの企画・運営を図ることにしている。

## (選択的評価基準に係る目的)

本学の建学の精神（大学の使命）の一つである「地域社会への貢献」は、県立大学としての本学の大きな使命である。本学は、看護系大学であることを活かした地域社会への貢献を実施することを目指しており、看護職者の質的な向上を図ること、及び地域住民に対し看護に関連する知識・技術を普及することが重要であると考えている。

本学が実施している正規課程の学生以外に対する教育研究サービスの目的は、

- (1) 本学が県内看護職者の看護教育，研究の拠点としての役割を果たすこと
- (2) 地域社会の保健，医療，福祉に貢献すること

である。

具体的な活動として以下の活動を定期的に行うこととしている。

a:生涯教育，継続教育の実施

b:看護・看護学に関する情報の提供（看護国際フォーラム，公開講座，公開講義，研修会への講師派遣など）

c:看護研究の支援

d:看護に関する知識・技術の普及（地域住民を対象にした公開講座，公開講義など）

地域社会との教育・研究交流拠点として，平成16年4月に看護研究交流センターを設置した。



### III 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

##### 【観点到係る状況】

学則第 1 条（別添資料「平成 17 年度学生便覧」34 頁参照）に定める本学の目的を達成する基本方針として、平成 10 年の開学時に「建学の精神」を定め、学生便覧（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）、大学ホームページ（別添資料 1-1）に明示している。

また、建学の精神に則った、教育理念、具体的な教育目標（卒業生像）6 項目を定め、学生便覧（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）に示している。大学院については、平成 14 年の博士（前期）課程（修士課程）、平成 16 年の博士（後期）課程（博士課程）の開設時に、大学院学則第 1 条（別添資料「平成 17 年度学生便覧」96 頁参照）に示す目的を明確化した教育目標を定め、大学ホームページ（別添資料 1-2 参照）、大学院シラバス（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7、38～42 頁参照）に明示している。

##### 【分析結果とその根拠理由】

学則に定める本学の目的を「看護学の考究」、「心豊かな人材の育成」、「地域社会への貢献」の 3 項目の「建学の精神」として明示し、ホームページおよび学生便覧に掲載している。また、人材育成に関係する教育理念・目標を学生便覧に掲載している。大学院の教育目標についてもホームページおよび大学院シラバスに明示している。以上のことより、大学の目的および教育目標・教育目的を明確に定めている。

観点 1-1-2: 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

##### 【観点到係る状況】

本学の目的である「建学の精神」は学生便覧（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）に示したとおりであり、具体的な教育目標は学生便覧（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）に示したとおりである。

##### 【分析結果とその根拠理由】

建学の精神にうたう「看護学の考究」とは看護学を科学的な視点から追求し、看護学の進化、伝承に努めることであり、「心豊かな人材の育成」とは単なる知識・技術の伝授のみならず、倫理・道徳的にも優れた学生を育てることを目的としている。この点から、大学に求められる目的として学校教育法第 52 条に定める「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を外れるものではない。

**観点 1-1-3 :** 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

**【観点到係る状況】**

本学では、ホームページ（前出別添資料 1-2 参照）、大学院案内（別添資料 1-3 参照）および大学院シラバス（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7 頁，38～42 頁参照）に大学院の設置の趣旨および教育課程の考え方を記載することによって、大学院の目的を明示している。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の修士課程においては、(1)医療分野におけるチーム医療の要となる人材、(2)ヘルスプロモーション活動においてリーダーシップがとれる人材、(3)教育・研究・管理能力を併せもつ人材、(4)国際化社会に対応できる人材、(5)大分県の看護学教育を担う人材を育成することを目的としている。また、博士課程においては、(1)看護学の専門教育に携わる教員、(2)教育・研究に対する指導能力を備えた臨床実習指導者、(3)自律して看護学研究を実施できる能力を持つ人材、(4)看護職のリーダーシップをとれる人材を育成することを目的としている。

したがって、本学の大学院の目的は、学校教育法第 65 条にある「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い」という趣旨に沿ったものとなっている。

**観点 1-2-1 :** 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

**【観点到係る状況】** 大学の目的および教育方針を記載している学生便覧（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）を冊子として全教職員および学生に配布することにより、周知を行っている。大学院についても、大学院シラバス（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7，38～42 頁参照）により周知を行っている。

さらに、新入生に対して 1 年次の最初の授業（健康論）の 1 コマ（90 分）を使って、本学の教育方針を学長が直接伝達することにより、周知徹底している（別添資料 1-4 参照）。その際に、新任の教員も聴講をすることとし、周知徹底している。ただし、学生の理解度がどの程度であるかを測定する取り組みは行っていない。

**【分析結果とその根拠理由】**

全教職員および全学生に対して冊子を配布することにより、さらに新入生および新任教員には学長が直接伝達することにより、目的を周知している。

**観点 1-2-2 :** 目的が、社会に広く公表されているか。

**【観点到係る状況】**

目的及び活動方針は、大学ホームページ（前出別添資料 1-1，1-2 参照）に掲載することにより、社会に対して公表している。

**【分析結果とその根拠理由】**

インターネットのホームページに掲載することによって、社会に対して広く公表している。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

シラバス等の冊子以外に学内ウェブや授業の機会を最大限に活用して大学の目的、教育理念を全構成員に、直接、周知徹底している点。

**【改善を要する点】**

「看護学の考究」、「心豊かな人材の育成」、「地域社会への貢献」という本学の基本方針を、学生が理解しているかどうか、また社会とくに地域社会にどの程度認知されているかを把握することが必要であると考えている。

**(3) 基準 1 の自己評価の概要**

本学の目的を3項目からなる「建学の精神」((1)看護学の考究, (2)心豊かな人材の育成, (3)地域社会への貢献)として平成10年の開学時に表明し、大学ホームページ、学生便覧に記載することによって明示している。本学が目的として掲げる「看護学の考究」とは看護学を科学的な視点から追求することであり、「心豊かな人材の育成」とは単なる知識の伝授のみならず、倫理・道徳的にも優れた学生を育てることを目的としており、学校教育法第52条に定める大学に求められる目的「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を充足している。

建学の精神の一つである「心豊かな人材の育成」を、さらに具体化するための教育理念・目標を定め、学生便覧、入学案内に記載することにより明示している。大学院の教育目標として、博士(前期)課程(修士課程)では「看護職の指導的役割を担う人材の育成」、博士(後期)課程(博士課程)においては、「看護学に関する教育者・研究者の育成」を定め、教育目標を大学ホームページ、大学院案内、大学院シラバスに掲載することによって明示している。

全教職員および全学生に対しては、学生便覧に大学の目的を明示し配布すること、大学ホームページに掲載することによって周知している。社会に対しては、大学ホームページ、大学案内、大学院案内に目的を明示することによって、公表している。

ただし、学生が、大学の目的をどの程度理解しているかについて具体的に把握することが今後必要である。

## 基準2 教育研究組織（実施体制）

### （1）観点ごとの自己評価

観点2-1-1： 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の教育理念、教育目標（別添資料「平成17年度学生便覧」1頁参照）に則った教育を提供するとともに、看護・看護学の発展に寄与できる看護研究の推進を図るために4つの大講座（人間科学講座、看護基礎科学講座、専門看護学講座、広域看護学講座）を設け、さらに17の科目群を設けている。

看護学の基礎教育においては、ヒト、人、人間に対する理解を深め、看護サービスを受ける人々のニーズに沿った看護を提供できるための専門知識・技術の習得をさせるとともに、豊かな人間性と幅広い視野を育成し、総合的な判断力を備えた自律した看護職を育成することを目指し、17の科目群（研究室）は、教育、研究ともに、相互の有機的な連携を図りながら、教育研究を実施する体制をとっている（別添資料「平成17年度SYLLABUS」3～4頁参照）。4年次生に対して、総合看護学（別添資料2-1参照）、卒業研究（資料A参照）などの授業科目を設定し（別添資料「平成17年度SYLLABUS」7頁）、4つの大講座、17科目群の有機的な連携を日常的に具現化できるようにしている（別添資料「平成17年度SYLLABUS」131,134頁参照）。

以上の取り組みが評価され、平成15年度には文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「総合的な判断力を持つ自律した看護職の育成ーヒト、人、人間の理解を目指してー」のテーマで選考された（資料B参照）。

#### 資料A

科目群	学生数	科目群	学生数
生体科学	5	看護アセスメント学	4
生体反応学	5	精神看護学	5
環境科学	5	小児看護学	4
健康運動学	4	成人・老人看護学	7
人間関係学	5	母性看護・助産学	9
健康情報科学	5	地域看護学	7
言語学	4	保健管理学	7
基礎看護学	7	国際看護学	2

（出典 平成15年度第8回 運営委員会資料）

## 資料B

**○平成15年度 特色ある大学教育支援プログラム テーマ別採択状況**  
(取組名称をクリックすると、各大学・短期大学のホームページを見ることができます)

◎ 採択取組件数 16件 (内訳: 大学13、短大2、共同1)

テーマ1: 主として総合的取組に関するテーマ

取組名称	設置	大学・短期大学名	申請単位	申請担当者名
<a href="#">進化するコアカリキュラム</a>	国	北海道大学	大学全体	安藤 厚
<a href="#">教養教育と大学院先端研究との創造的連携の推進</a>	国	東京大学	大学全体	浅島 誠
<a href="#">21世紀プログラム</a>	国	九州大学	大学全体	篤 洪
<a href="#">先進的コンピュータ理工学教育</a>	公	会津大学	大学全体	黒田 研一
<a href="#">総合的な判断力を持つ自律した看護職の育成</a>	公	大分県立看護科学大学	大学全体	草間 朋子
<a href="#">問題発見解決型教育の先導実践</a>	私	慶應義塾大学	キャンパス単位	熊坂 賢次
<a href="#">産学連携型の新しい工学教育プログラム</a>	私	工学院大学	学部単位	古屋 興二
<a href="#">責任ある地球市民を育てるリベラル・アーツ</a>	私	国際基督教大学	学部単位	鈴木 典比古
<a href="#">日本と世界を結ぶ国際教養教育の先駆的取組</a>	私	上智大学	学部単位	GROVE LINDA ANN
<a href="#">女性学・ジェンダー的視点に立つ教育展開</a>	私	東京女子大学	大学全体	鈴木 恒之
<a href="#">次世代農業者教育のグローバルネットワーク</a>	私	東京農業大学	大学全体	藤本 彰三
<a href="#">工学設計教育とその課外活動環境</a>	私	金沢工業大学	大学全体	服部 陽一
<a href="#">中国現地重視の学部教育</a>	私	愛知大学	学部単位	武田 信照
<a href="#">一般教育を統合した英語カリキュラム展開</a>	私	北星学園大学短期大学部	学科単位	清瀬 健
<a href="#">入学前～卒後の一貫した福祉人材養成教育</a>	私	富山短期大学	学科単位	宮田 伸朗
<a href="#">ツィニングによる国際化への積極的取組</a>		※1	共同	長友 隆男 (芝浦工業大学)

(出典 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/03091801/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/03091801/001.htm))

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程における教育研究の目的を達成するために、看護学科は4つの大講座と17の科目群（研究室）で構成している。

また、教育、研究活動を円滑に進めるために、これら17科目群が連携を図りつつ、教育研究にあたっている。

**観点2-1-2：** 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点2-1-3：** 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

## 【観点到に係る状況】

教養教育および看護学の基盤教育を「人間と身体」、「人間とところ」、「人間と生活」、「人間と言語」の4つの分野に区分し、学生が看護の対象であるヒト・人・人間を生物学的側面から社会的な側面まで幅広く理解し、看護職者としての感性を豊かにすることを目指して、それぞれの分野に科目を設定している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」5頁参照）。

なお、看護系の大学の場合、卒業時には看護職に関する国家試験受験資格を与えなければならないため、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定された必要科目を履修させなければならないという時間的に厳しい中

で、看護職に必要な感性を養うために、教養教育の充実を図る努力をしている。現状以上に教養教育の時間数を増加させることは、学生の拘束時間をさらに長くすることになり困難であると考え。非常勤講師が担当している教養教育のうちの選択科目の受講状況を受講者数一覧表に示す（別添資料2-2参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教養教育については、時間的に許容可能な範囲で組み込み、それぞれの科目には適切に教員を確保していることから、教養教育の整備は機能している。

#### 観点2-1-4： 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

##### 【観点に係る状況】

博士（前期）課程（修士課程）は、基盤看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域の3つの専攻領域からなる。領域の設定にあたっては、実践の場において指導的な立場で看護の専門性を発揮できる人材、あるいは、看護教育の場で体系的な教育、研究の任を果たすことができる人材を育成するという本学の大学院設置の趣旨に基づいて幅広い看護の領域をカバーできるようにした（別添資料「平成17年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7頁参照）。

本学の大学院博士課程（前期、後期）は大学院設置基準の14条特例を適用して昼夜開講制にしており（別添資料「平成17年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」5,7頁参照）、学生の80%以上が夜間学生であるため、担当教員・指導教員は勤務時間を自ら調整して夜間学生の教育・研究に対応できるようにしている。

博士（後期）課程（博士課程）は、看護基礎科学領域と看護専門科学領域の2つの領域で構成している。博士課程では、看護学の基礎教育を担当できる教員を看護学の大学院で育成し、とくに基礎・基盤科目を看護学の視点から教授できる教員を育成することを目指している。そのために、看護の専門領域の知見を深く追求すると同時に、看護領域における実験的介入研究なども含めたエビデンス（科学的根拠）を集積していくことのできる人材を育成できるように、看護領域以外で学んだ学生も専攻できる看護基礎科学領域を設置している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」39～40頁参照）。博士課程は、現在、学年進行中であり修了者はいない。

なお、平成17年度から専門看護師（母性看護学）コースを開設し、平成18年度に日本看護系大学協議会による課程認定の申請を行う予定である（資料C、別添資料「平成17年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」6,9頁参照）。

#### 資料C

##### ④ CNSについて

・専門看護師の課程を開講してカリキュラム等に明示し、2年目以降でないと提出できないため、今年度は課程審査の申請はできない。来年の申請に向けて、見直していく予定である。

（出典 H17年度第2回教授会議事録）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の修士課程は、その教育研究の目的を達成するために、専攻領域として基盤看護学領域、発達看護学領域、

広域看護学領域の3領域で構成しており、博士課程は、看護基礎科学領域と看護専門科学領域の2つの領域で構成しており、特に問題はない。

**観点 2-1-5：** 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点 2-1-6：** 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点 2-1-7：** 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点 2-2-1：** 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

#### 【観点到係る状況】

本学学部では、学則上、最高意思決定機関として教授会を位置づけ、教授会のもとに運営委員会の他10委員会を設置している（別添資料2-3参照）。運営委員会の下に、(1)教務小委員会、(2)教育・実習小委員会、(3)学生受入小委員会、(4)学生生活支援小委員会を設置し（別添資料「平成17年度学生便覧」3頁参照）、この小委員会において教育課程、教育方法、学生生活等に関する事項を検討している（別添資料2-4参照）。また、大学院では最高意思決定機関として研究科委員会を設置している（別添資料「平成17年度学生便覧」3頁参照）。

教授会は、教授、助教授、専任講師から構成し、研究科委員会は大学院指導教員から構成している。運営委員会は、17の科目群（研究室）の責任者をもって構成している（別添資料「平成17年度学生便覧」34、97頁、前出別添資料2-3、2-4参照）。

教授会をはじめ、各委員会、各小委員会の議事録は、会議終了後、学内ウェブで全教職員に公開し、情報の公開性、透明性を図っている。平成16年度第11回教授会議事録及び平成16年度第11回運営委員会議事録をその具体例として示す（別添資料2-5、2-6参照）。

上記委員会のほかに、看護学に関する講義、演習、実習の科目群間の調整を図り、学生の教育効果を高めるために、看護系の助手を含む全教員による看護系全体会議を約2か月に1回開催している（別添資料2-7参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するために、教授会を最高意思決定機関と位置づけ、その下に運営委員会をはじめ多くの委員会を設置し、定期的に会議を開催し、それぞれの分掌事項を効率的に検討し、実施しており、特に問題はない。

**観点 2-2-2：** 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、「教育・実習小委員会」を設置している。

教育・実習小委員会は、学長、学部長、各講座を代表する教員によって構成し、毎月第2水曜日の午後定例会議を開催し、(1)カリキュラム改善に関する事項、(2)実習の運営に関する事項、(3)国家試験対策に関する事項、(4)卒業研究に関する事項、(5)教育・実習経費の運用に関する事項、(6)その他を審議している（前出別添資料2－4参照）。

議事録は、他の小委員会と同様に学内ウェブに公開しており、検討結果等は定例の運営委員会で報告、審議している。平成16年度第1回教育・実習小委員会議事録を具体例として示す（別添資料2－8参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法、教育関連の予算など学生の教育に直結する重要な事項を、各講座を代表する教員で構成する「教育・実習小委員会」で総合的に検討しており、特に問題はない。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

学部人間科学講座を設け、看護の基盤教育であるヒト、人、人間を徹底的に理解させようとして看護教育を実施している点。人間科学講座と看護学講座の連携を図っている点。

#### 【改善を要する点】

特になし

### (3) 基準2の自己評価の概要

本学の学士課程では、その教育研究の目的を達成するために、4つの大講座、17科目群を設けており、科目群間の連携の下で教養教育をはじめとした看護基礎教育の効率的かつ効果的な教育研究活動を実施している。

博士（前期）課程（修士課程）では、実践の場の指導者と教育研究者の育成を目指して、基盤看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域の3つの専攻領域を設定している。

博士（後期）課程（博士課程）では、現在開設2年目であるが、看護学の基盤領域あるいはより高度な専門領域の教育研究者の育成を目指して、看護基礎科学領域と看護専門科学領域の2つの領域を設定している。

以上から、学士課程、大学院課程のいずれもその目的を達成する上で適切な構成となっている。

大学の学部の教育・研究活動に関する審議・決定は教授会を最高の意思決定機関として位置づけ、教育研究活動に係る重要事項を具体的に審議するために各種の委員会、小委員会を設置し、実質的に活動している。大学院では最高意思決定機関として研究科委員会を設置している。

教育課程や教育方法などを検討する委員会として「教育・実習小委員会」を設置しており、その人的構成は適切である。

以上から、教育研究活動を展開する上に必要な運営体制は適切に整備されており、教授会をはじめ各委員会は適切に機能している。



### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの自己評価

観点3-1-1： 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

##### 【観点到係る状況】

本学学則第1条（別添資料「平成17年度学生便覧」34頁参照）の目的に則り、教員組織は、大分県立看護科学大学講座編成規程（別添資料3-1参照）により、4講座17科目群となっている。これに基づき、各講座に教授、助教授、講師及び助手を配置している（別添資料「平成17年度SYLLABUS」140～161頁参照、「平成16年度年報」125～126頁参照）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

本学の設置目的を踏まえて、本学の学則、講座編成規程を明示し、それに基づき教員組織を編成している。

観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

##### 【観点到係る状況】

教育課程は学則第14～21条（別添資料「平成17年度学生便覧」37～38頁参照）に則って遂行され、教員は大学設置基準第12～13条（別添資料3-2参照）、大分県立大学職員定数条例に基づき、確保している（資料A参照）。教員の確保状況は、大分県立看護科学大学概要に示すとおりである（別添資料「平成17年度大分県立看護科学大学概要」3頁参照）。なお、4講座17科目群の教員の配置数、研究分野、教育活動については、シラバスに公表している（別添資料「平成17年度SYLLABUS」140～161頁参照、資料B参照）。

#### 資料A

##### 大分県立看護科学大学職員定数条例

平成十年三月十一日 大分県条例第三号

##### (目的)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十一条第三項の規定に基づき、大分県立看護科学大学の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数を定めることを目的とする。

##### (定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学長 一人
- 二 教授、助教授、講師及び助手 五五人
- 三 事務吏員及びその他の職員 一三人

##### 附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

資料B

## 教員配置及び性別・年齢構成

講 座		人間科学	基礎看護学	専門看護学	広域看護学	全 講 座
構 成						
教員数 (人)		20	9	19	12	60
性 別 (人)	男 性	15	0	1	1	17
	女 性	5	9	18	11	43
平均年齢 (歳)	教 授	54.3	58.0	58.3	62.5	57.9
	助教授	44.4	51.0	49.0	48.0	46.9
	講 師	38.5	45.0	46.3	43.0	42.4
	助 手	31.2	34.6	36.6	32.2	33.8

(総務課調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の教員数は、大学設置基準にある教員定数を満たしている。また、4講座17科目群に必要な教員を確保している。

観点3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

大学設置基準第13条に則ると（前出別添資料3-2参照）、本学では19名の専任教員の確保が必要となるが、現在、専任教員数31名（教授10名、助教授11名、講師10名）で教育課程を遂行している（別添資料「平成17年度大分県立看護科学大学概要」3頁参照）。教員数、教員配置については、シラバスに公表している（別添資料「平成17年度SYLLABUS」140～161頁、前出資料B参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に定められている以上の専任教員数が確保されており、学士課程の教育を遂行するのに必要な専任教員を確保している。

観点3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

本学の博士（前期）課程（修士課程）に関しては、大学院設置基準第9条（別添資料3-3参照）に基づき、研究指導教員6名と20名の研究補助教員を確保している。また、博士（後期）課程（博士課程）に関しても、大学院設置基準第9条に基づき（前出別添資料3-3参照）、研究指導教員6名と9名の研究補助教員を確保してい

る。なお、現時点の大学院担当教員の一覧を、大学院シラバスに公表している（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」57 頁参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学院設置基準第 9 条に定める修士課程及び博士課程において、必要な研究指導教員及び研究補助教員を確保している。

**観点 3-1-5：** 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

**観点 3-1-6：** 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

**【観点到係る状況】**

教員の性別構成、年齢構成（平均年齢）は、前出資料 B に示すとおりである。開学当初から、大学の設置目的、教育理念に基づき、外国人教員を専任教員（国際看護学、言語学）として確保し、採用している（別添資料 3-4 参照）。教員の採用に関しては、公募制を導入している。公募方法は年齢、資格、経験年数等の条件を明示し、本学ホームページ、研究者・人材データベース JRECIN を活用している（別添資料 3-5、別添資料 3-6 参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学の設置目的に応じて外国人の専任教員の確保、教員の公募制の導入等がなされており、教員組織の活動をより活性化するために適切な措置をとっている。

**観点 3-2-1：** 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

**【観点到係る状況】**

本学学則第 7 条（別添資料「平成 17 年度学生便覧」35～36 頁参照）に基づき、教授会を置き、教員の人事に関する事項を審議することを定めている。また、本学教員選考規程（別添資料 3-7 参照）と教員選考に関するの了解事項（資料 C 参照）、本学教員選考基準（別添資料 3-8 参照）により、教員の採用を行っている。

## 資料C

## 1 選考委員会関係

- (1) 教員が欠損になった場合の補充方法の決定は、選考委員会が行うものとする。
- (2) 採用候補者の面接は、選考委員会の代表者が決定する。
- (3) 選考委員会の委員は、各科目群の責任者（教授。教授が置かれていない科目群にあつては助教授）の互選により選任するものとする。選考委員の選任方法は、各々が選考委員定数の5名以内を投票し、得票数の多い上位5名を委員にする。
- (4) 選考委員会の委員に欠員が生じた場合は、次点の者をもってあてる。

## 2 応募者の提出書類

- (1) 履歴書（様式1）
- (2) 教育研究業績書（様式2）
- (3) 志望理由書

## 3 教授会への提出資料

選考委員会提出資料と同じとする。

（出典 教員選考に関するの了解事項，平成10年10月21日，教授会議事録）

## 【分析結果とその根拠理由】

本学教員選考規程や選考基準を定め、それに基づき教員採用を行っている。

**観点3-2-2： 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。**

## 【観点到に係る状況】

教員の自己評価としては、年報の中で、教育活動、研究活動、地域貢献等を記載し、公表している（別添資料「平成15年度年報」18～96頁，別添資料「平成16年度年報」26～123頁参照）。また、アニュアル・ミーティングで、研究活動を学内で発表している（別添資料3-9参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

教育活動に関する定期的な評価を、年報とアニュアル・ミーティングで行っている。

**観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。**

## 【観点到に係る状況】

本学学士課程及び大学院課程における教員の教育内容と研究活動は相関している（別添資料3-10参照）。また、各研究室の教育内容と教員の主な研究テーマ等を大学ホームページに公表している。

## 【分析結果とその根拠理由】

教員の教育内容と研究活動は相関している。

**観点3-4-1：** 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，TA等の教育補助者の活用が図られているか。

**【観点に係る状況】**

本学では，教員60名に対して専任の事務職員12名を配置している（別添資料「平成17年度大分県立看護科学大学概要」3頁参照）。事務局には臨時職員3名，非常勤職員3名を常時配置している。TAについては，研究科委員会の了解を得て，適宜活用を図っている（別添資料「平成17年度学生便覧」110～111頁，別添資料3-11参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

教育支援者の適切な配置として，専任の事務職員12名を配置している。教育補助者として，TAの活用を図っている。

**（2）優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

該当なし

**【改善を要する点】**

該当なし

**（3）基準3の自己評価の概要**

本学の設置目的を踏まえて，本学の学則，講座編成規程を明示し，4講座17科目群からなる教員組織を編成している。各科目群には教授，助教授，講師及び助手を配置し，合計60名の教員を配置している。大学設置基準に則ると，本学では19名の専任教員の確保が必要とされるが，現在，31名の専任教員を配置し，大学設置基準に定められている学士課程に必要とされる以上の教員数を確保している。

大学院の博士（前期）課程（修士課程）に関しては，大学院設置基準に基づく研究指導教員6名と20名の研究補助教員を確保している。博士（後期）課程（博士課程）に関しても，大学院設置基準に基づく研究指導教員6名と9名の研究補助教員を確保し，修士課程及び博士課程ともに，必要な研究指導教員及び研究補助教員を確保している。

教員の採用については，本学学則に基づき設置された教授会において，本学教員選考規程や本学教員選考基準により，教員の人事に関する事項を審議し，選考を行っている。教員採用については公募制を導入し，公募方法として年齢，資格，経験年数等の条件を明示し，大学ホームページ，研究者・人材データベース JRECIN を活用している。また，開学当初から，大学の設置目的，教育理念に基づき，外国人教員2名を専任教員として確保し，教員組織の活動をより活性化するために適切な措置をとっている。なお，大学の教員の教育内容と研究活動は相関している。

本学では，教育支援者の適切な処置として専任の事務職員12名を配置している。教育補助者として，TAの活用を図っている。

## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの自己評価

観点 4-1-1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

#### 【観点到る状況】

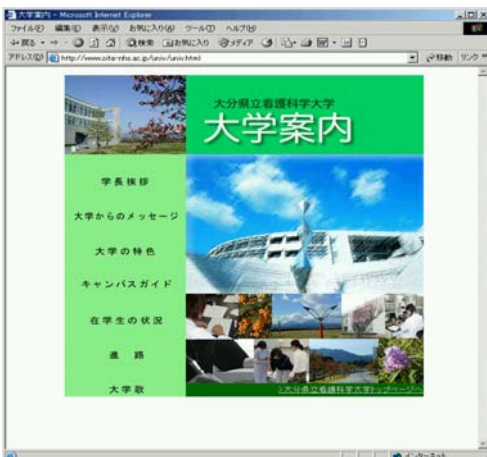
本学は看護系大学への入学志望者に対し、本学の教育理念・教育目標（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）、教育活動の実態を周知し、その上で本学の受験を選択させることが重要であると考えている。この認識のもとに大学案内（別添資料 4-1 参照）を発行し、大学ホームページにおける大学案内（資料 A 参照）を充実させ、教育理念、教育目標、教育活動実態の周知徹底を図っている。大学ホームページ内の「自律性をもった看護職をめざした大学教育」（別添資料 4-2 参照）や大学 Q&A「What is 大分県立看護科学大学？」（別添資料 4-3 参照）で、本学の教育目標、具体的な教育内容、本学の特色について詳細に紹介している。

また、看護・看護学・看護職についてより深く理解してもらうために作成したパンフレット「看護系大学への進学を考えている人のための Q&A」（別添資料 4-4 参照：オープンキャンパス、進学説明会などで配布）や大学ホームページ内の大学 Q&A「What is 大分県立看護科学大学？」（前出別添資料 4-3 参照）の中で、本学が求める学生像や入学者選抜の基本方針「日ごろから、教科学習や読書・新聞・テレビなどを通して、健康・人間・社会・科学について知識を吸収・整理し、ものごとを論理的にきちんと考えて表現する力があるかどうか」（前出別添資料 4-4 参照）、「基礎的な学力をしっかりとつけておくことと、日頃から時事問題に関心を持ち新聞などをよく読むこと、自分の意見や考えを持ち、それを文章にまとめる訓練をしておくこと」（前出別添資料 4-3、Q26 参照）、について説明し、周知を図っている（オープンキャンパスの来場者数は資料 B、プログラムは資料 C 参照）。

大学院課程については、募集要項上に、設置の趣旨、教育課程の考え方及び特色、講義等の内容等を詳細に記載し、大学ホームページ上の大学院のページに（<http://www.oita-nhs.ac.jp/graduate/index.html>）大学院課程の教育目標および修士論文のタイトルを掲示している。また大学院案内（別添資料 4-5 参照）を作成・配布し、大学院課程の教育目標などに関する周知を行っている。

アドミッション・ポリシーという形では明文化はしていないが、それに代替する十分な質・量の情報を、大学ホームページ、パンフレットなど様々な媒体を通して提供している。

#### 資料 A



(出典 <http://www.oita-nhs.ac.jp/univ/univ.html>)

## 資料B

	生徒	保護者・教員	合計
平成12年度	210名	69名	279名
平成13年度	226名	43名	269名
平成14年度	285名	58名	343名
平成15年度	269名	69名	338名
平成16年度	209名	53名	262名

(出典 総務課調べ、平成16年度分はミニオープンキャンパスを含む)

## 資料C

## 平成17年8月1日(月)開催

午前の部	午後の部	事項	場所	内容
9:30	13:30	受付開始		
10:00	14:00	説明会	講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長メッセージ</li> <li>・教員からのメッセージ</li> <li>・在学生から一言</li> <li>・入試の概要</li> </ul>
10:30	14:30	模擬授業	2 1 講義室 D 1 1 3 2 講義室 2 2 講義室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食後の血糖値の動き」(30分)</li> <li>・対人関係エクササイズの体験学習(60分)</li> <li>・多読教材を用いた英語学習法(30分)</li> <li>・「こころの病について」(30分)</li> </ul>
		ミニ自習体験 など	基礎成老実習室 母性助産実習室 小児実習室 地域実習室 実験室2 実験室2 情報処理教室 健康増進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧測定、酸素吸入、その他実習体験</li> <li>・妊婦体験、新生児の抱き方</li> <li>・赤ちゃんの検温と聴診など</li> <li>・高齢者疑似体験</li> <li>・原子と放射線の体験型ミニ授業</li> <li>・病気の組織の顕微鏡観察</li> <li>・演習デモ、学内教材の閲覧</li> <li>・体カテスト体験</li> </ul>
		研究紹介など (パネル展示)	実習棟1階廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の概要</li> <li>・基礎看護</li> <li>・人間関係</li> <li>・健康運動</li> <li>・保健管理</li> <li>・看護アセスメント</li> <li>・母性助産</li> <li>・言語学</li> <li>・国際看護</li> <li>・地域看護</li> </ul>
		相談コーナー	カレッジホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試</li> <li>・奨学金</li> <li>・卒業後の就職、進路</li> <li>・学生生活</li> </ul>
12:30	16:30			

※内容については、変更になる場合もありますので予めご了承ください。

(出典 <http://www.oita-nhs.ac.jp/opencamp/sched2005.html>)

## 【分析結果とその根拠理由】

大学案内・大学ホームページ・進学説明会やオープンキャンパスでの配布資料などを利用し、本学学士課程における教育理念・教育目標・教育活動の実態などの本学の特徴を受験生等に対して積極的に周知し、受験生が本学の特徴を熟知した上で本学を志願することができる状況を整えている。本学が求める学生像に関しても大学ホームページ上の本学に関するQ&Aや、進学説明会での配布する看護系大学進学に関するQ&Aを通して周知を図っている。大学院課程に関しても、募集要項、大学ホームページ、大学院案内を作成し、学士課程同様の活動を行っている。アドミッション・ポリシーという形では明文化していないが、それに代替する十分な質・量の情報を、大学ホームページ、パンフレットなど様々な媒体を通して提供している。

観点4-2-1： アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

一般選抜試験では、前期試験・後期試験ともに、大学入試センター試験を利用した学力試験を、本学で実施する個別試験では、「一般教養及び論理的思考能力を総合的に評価する」総合問題、面接を課している（資料D参照）。大学入試センター試験を利用した学力試験で「基礎的な学力がしっかりついているかどうか」（前出別添資料4-3 Q26 参照）を、個別試験問題で「日ごろから、教科学習や読書・新聞・テレビなどを通して、健康・人間・社会・科学について知識を吸収・整理し、ものごとを論理的にきちんと考えて表現する力があるかどうか」（前出別添資料4-3 Q26 参照）を評価し、面接試験の結果、調査書等の内容を総合して可否を判定している。個別試験の問題は、環境科学、生物学、心理学、保健医療、社会問題など多岐にわたるジャンルから出題し、健康・人間・社会・科学に関する幅広い知識と論理的思考能力を問うこととしている（別添資料4-6参照）。

資料D

(5) 個別学力検査等の教科、科目、試験時間

本学で実施する個別試験の教科、科目、試験時間は、次のとおりです。

区 分	教 科 ・ 科 目		試験時間
前期日程試験 後期日程試験	総合問題	一般教養及び論理的思考能力を総合的に評価できる問題とします。	120分
	面 接	個人面接を行います。	約10分

(出典 平成17年度学生募集要項 一般選抜 (前期日程・後期日程))

特別選抜（推薦）では、大学入試センター試験を課していないため、調査書の平均評定値4.0以上を出願の条件とし「基礎的な学力がしっかりついているかどうか」を判断し（資料E参照）、「一般教養及び論理的思考能力のほか、語学力（英語）が評価できる」総合問題を課し、面接試験の結果、調査書等の内容を総合して可否を判定している。総合問題で「語学力（英語）を評価できる問題を出題する」ことを学生募集要項に明記し（資料F参照）、英語辞書1冊の持ち込みを認めた上で試験を行っている（別添資料4-7参照）

資料E

2 出 願 資 格

(1) 推 薦

次の①～④の全てに該当し、高等学校長が責任を持って推薦できる者とします。なお、大学入試センター試験を受験する必要はありません。

- ① 大分県内の高等学校を平成17年3月卒業見込みの者
- ② 調査書の全体の評定平均値が4.0以上である者
- ③ 看護学に深い関心を持ち、本学卒業後、その専門分野における実践及び教育研究に携わっていく意欲を有する者

(出典 平成17年度学生募集要項 特別選抜 (推薦・社会人))



## 資料F

## ◎ 総合問題について

区 分	内 容	試験時間
推 薦 社 会 人	一般教養及び論理的思考力のほか、語学力（英語）が評価できる問題を予定しています。 なお、英語辞書（1冊）の持ち込み（ただし電子辞書類を除く）を認めます。	120分

（出典 平成17年度学生募集要項 特別選抜（推薦・社会人））

開学当初から特別選抜試験および一般選抜後期試験においては面接を行っていたが、一般選抜前期試験では受験生が多いことから面接を導入していなかった（資料G参照）。平成17年度入試からは、看護教育を受けるに必要なコミュニケーション能力、感性の豊かさ、看護に対する関心の程度について評価する目的で、一般選抜前期試験においても面接試験を導入し（前出資料D参照、別添資料4－8参照）、全試験で面接を実施している。

## 資料G

区 分	教 科 ・ 科 目		試験時間
前期日程試験	総合問題	一般教養及び論理的思考力を総合的に評価できる問題	120分
後期日程試験	総合問題	一般教養及び論理的思考力を総合的に評価できる問題	120分
	面 接	個人面接を行います	約10分

（出典 平成16年度学生募集要項 一般選抜（前期日程・後期日程））

各選抜区分別にみた入試の実質倍率を（資料H参照）示す。

## 資料H

	特別(推薦)	一般(前期)	一般(後期)	全体
平成13年度	2.5	5.0	6.8	4.5
平成14年度	2.9	5.7	13.6	5.8
平成15年度	2.9	5.9	8.5	5.4
平成16年度	2.7	4.9	13.0	5.1
平成17年度	2.6	3.0	3.1	2.9

（出典 教務学生課調べ）

修士課程については、(1)「医療・保健・福祉に関する知識及び論理的思考能力と表現力を総合的に評価」できる総合問題、(2)医療・保健・福祉に関連した問題を出題する」英語（英語辞書1冊の持ち込み可）、(3)面接を課し、学力試験・面接の結果が一定の基準に達したもののの中から、学力試験・面接の結果及び成績証明書を総合して判定している（別添資料4－9：6－7頁参照）。博士課程については、「医療・保健・福祉に関する知識及び

論理的思考能力と表現力を総合的に評価できる課題文を英語で出題する」総合問題（英語辞書1冊持ち込み可）を課し、学力試験・面接の結果が一定の基準に達したもののの中から、学力試験・面接の結果及び成績証明書を総合して判定している（前出別添資料4-9:30頁参照）（別添資料4-10参照）。本学の修士課程から博士課程への進学者に対しては、学外からの受験者とは異なる選抜方式を採用している（資料I参照）。

修士課程、博士課程入試の実質倍率（資料J参照）を示す。

#### 資料 I

##### 5. 審査方法

###### (1) 進学者の審査方法

特別研究の発表、面接及び出願書類を総合して判定します。

（出典 平成17年度大学院博士（後期）課程 進学審査要項）

#### 資料 J

	修士課程	博士課程
平成14年度	2.3	
平成15年度	1.8	
平成16年度	2.0	1.7
平成17年度	1.3	1.0

（出典 教務学生課調べ、博士課程は平成16年度より学生受入れ）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、大学ホームページ上の大学案内などを通して広く公開している「教育理念・教育目的」「求める学生像」に沿って適切な学生の受入れ方式を採用している。また入学者選抜は実質的に機能している。

**観点4-2-2： アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学学士課程では、社会人・編入学生に関しても、受験生が本学の教育の理念・教育活動の実態などを十分に理解した上で入学・編入学を志願することが重要であると考えている。そのために必要な情報は一般の受験生と同様の方法で情報を提供し、周知に努めている（観点4-1-1参照）。

特別選抜（社会人）ではセンター入試を課していない。このため募集要項において、「語学力（英語）が評価できる問題の出題を予定している」こと、「英語辞書1冊の持ち込みを認める」ことを明記した上で、英語力、論理的思考能力、一般教養を総合的に捉えることのできる総合問題を出題している（前出資料F参照、別添資料4-11参照）。

編入学生に関しては、看護系短期大学または看護系大学を卒業したものまたは卒業見込みの者または看護系専修学校の専門課程を修了（見込み）の者に出願資格を与えている（資料K参照）。選抜試験では、筆記試験（英語

および総合問題)、面接試験を課している(資料L参照)。総合問題では、看護の基盤教育に必要な学力や看護の基礎教育に関する知識を問う問題および総合的な判断能力を問う問題を出题している(別添資料4-12参照)。入学者の選抜に際しては、学力試験・面接試験の成績が一定の基準に達した者の中から判定を行うことを募集要項に明記し、これを実施している(資料M参照)。

留学生に関しては、資料Nにあげる出願資格を設定し、一般選抜(前期日程試験)で使用する問題と同一の内容の総合問題を出题することとしている(資料O参照)。

大学院入試については、留学生や社会人の区分を行っていない。

資料K

2 出願資格

本学の編入学試験に出願できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 看護系短期大学又は看護系大学を卒業した者及び平成17年3月卒業見込みの者
- ② 看護系専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上のものに限る)を修了した者(ただし、大分県立看護科学大学学則第23条に規定する者に限る)及び平成17年3月修了見込みの者

大分県立看護科学大学学則(抜粋)  
 第23条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者  
 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)  
 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの  
 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者  
 五 文部科学大臣の指定した者  
 六 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者  
 七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(出典 平成17年度学生募集要項 3年次編入学)

資料L

3 試験科目・時間割

試験期日	時 間	試験科目	備 考
9月5日(日)	10:00~11:30	英 語	辞書(1冊)の持ち込み(ただし、電子辞書類を除く)を認めます。
	12:30~14:30	総合問題	看護の総合的な基礎学力を問う問題を出题します。
	15:00~	面 接	個人面接を行います。(1人あたり約10分)

(出典 平成17年度学生募集要項 3年次編入学)

資料M

3 選 抜 方 法

1 入学者選抜方法

学力試験・面接試験の成績が一定の基準に達した者のなかから、学力試験・面接試験の成績及び成績証明書・健康診断書等を総合して判定します。

(出典 平成17年度学生募集要項 3年次編入学)

## 資料N

## 2 出 願 資 格

次の①～⑤の全てに該当する者としします。なお、大学入試センター試験を受験する必要はありません。

- ① 日本の国籍を有しない者（注1）
- ② 次の i～ivのいずれかに該当する者
- i 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び平成17年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - ii スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成17年3月31日までに18歳に達するもの
  - iii ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で平成17年3月31日までに18歳に達するもの
  - iv フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で平成17年3月31日までに18歳に達するもの
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成16年度日本留学試験」（注2）を受験した者
- ④ TOEFL等の英語検定試験を受験した者（英語を母国語とするものは受験不要）
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格（留学）を有する者、又は入学時に取得できる見込みの者
- （注1）日本の国籍を有しない者であっても、日本の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者は、一般の入学志願者と同じ扱いになり、この選抜には出願できません。
- （注2）日本留学試験の受験を要する科目は次のとおりです。

出 題 言 語	受 験 科 目
日 本 語	日本語、理科（物理・化学・生物から2科目選択）、 数学（コース1）

（出典 平成17年度学生募集要項 特別選抜 私費外国人留学生）

## 資料O

## ◎ 総合問題について

内 容	試験時間
一般教養及び論理的思考力を総合的に評価できる問題とし、一般選抜（前期日程）試験で使用する問題と同一の内容を出題します。	120分

（出典 平成17年度学生募集要項 特別選抜 私費外国人留学生）

## 【分析結果とその根拠理由】

一般入学試験同様、アドミッション・ポリシーとしては明文化していないが、それに代替する十分な質・量の情報が、大学ホームページ、大学案内パンフレットなどを通して提供されており、それに応じた入学者選抜の方法をとっている。

観点4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

## 【観点到る状況】

本学では、8名の教員および1名の事務職員からなる入試委員会を設置し、入試の日程の検討、問題作成にあたっての基本的な方針の検討、問題の作成、問題の印刷など、入試に係る全ての事項を実施している（資料P参照）。入試に関する事項は、情報管理が極めて重要であるため、入試委員会の構成員（他の委員会はずべて構成員を学内ウェブで公表している）、入試委員会の日程、入試委員会の議題などすべて非公開としている。入試委員会では、セキュリティ上の観点から、議事録の作成を行わず、議事次第の作成のみにとどめ、これについても非公開としている（本学では入試委員会以外の委員会は議事録を学内ウェブで公開している）。

受験者の合否判定は教授会で、受験生をコード化して行っている。合格者の発表も受験番号のみで行っている。また発表と同時に合格者の最低点、最高点、平均点を公開している（資料Q参照）。採点結果は、受験生本人に開示している（資料R参照）。現在までのところ入試に関する問題は発生していない。

## 資料P

入試委員会	1 入学試験（一般、選抜、センター、編入学）に関する こと 2 入試広報に関すること	教務学生課
-------	--	-------

（出典 大分県立看護科学大学各種委員会規程）

## 資料Q

平成17年度 大分県立看護科学大学 入学者選抜試験〔一般選抜【前期日程】〕合格者一覧表							
〔合格者受験番号〕							
1001	1006	1007	1008	1009	1013	1014	1015
1018	1022	1023	1029	1030	1033	1034	1039
1041	1042	1045	1050	1051	1053	1058	1059
1061	1076	1078	1084	1089	1093	1094	1096
1099	1112	1116	1119	1122	1126	1128	1129
以上							
合格者の得点状況（センター試験 400点、総合問題 200点 合計 600点）							
最高点＝431点		最低点＝341点		平均点＝371.7点			

（出典 合格者発表時に掲示板に掲示される合格者一覧表）

## 資料R

**6 個人成績の開示**

一般選抜試験の成績を本人から請求があった場合に開示します。

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 請求できる者 | 受験者本人(本学受験票を持参の上、本学教務学生課へ来学する。)                |
| (2) 開示の内容  | 総合得点及び順位                                       |
| (3) 開示期間   | 合格発表日の翌日から3ヶ月間<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで) |
| (4) 開示方法   | 口頭で行う。   |
| (5) その他    | 郵便、電話等による開示は行わない。                              |

(出典 平成17年度学生募集要項 一般選抜(前期日程・後期日程))

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では入試委員会を設置し入試に関する事項を実施している。適切な実施体制のもとに公正に入学者選抜が実施されていると判断する。

**観点4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学では入試委員会が学生受入について検証を行っている(前出資料P参照)。本学では、「開学以来、学業不振を理由とした退学者がいない」、「進路変更による退学者が1.9%(対入学者比率)(別添資料4-13参照)」、「国家試験合格率(資料S参照)や就職率(資料T参照)が高い水準で推移している」、「98.5%の学生が講義にはほとんど出席している(資料U参照)」などの理由から、大きな入学者選抜方式の改善は必要としていないと判断している。時間的な制約を理由に平成16年度まで導入を見合わせていた一般選抜試験(前期日程)時の面接試験を平成17年度入試から実施した以外に行われた過去5年間の入試に関する変更は、募集定員の配分、配点の変更、大学入試センター試験の選択科目の追加などに限られている(資料V参照)。

## 資料S

		受験者	合格者	不合格者	本学合格率	全国合格率
平成13年度	看護師	68名	67名	1名	98.5	84.3
	保健師	75名	68名	7名	90.7	83.5
	助産師	9名	9名	0名	100	88.3
平成14年度	看護師	84名	83名	1名	98.8	92.6
	保健師	87名	85名	2名	97.7	91.5
	助産師	10名	6名	4名	60	89.2
平成15年度	看護師	74名	71名	3名	95.9	91.2
	保健師	72名	69名	3名	95.8	92.3
	助産師	15名	15名	0名	100	96.2
平成16年度	看護師	83名	82名	1名	98.8	91.4
	保健師	85名	78名	7名	91.8	81.5
	助産師	8名	8名	0名	100	99.7

(出典 教務学生課調べ)

## 資料T

	就職予定者数	決 定	未 定	就 職 率
平成13年度	71名	70名	1名	98.6%
平成14年度	87名	85名	2名	97.7%
平成15年度	74名	73名	1名	98.7%
平成16年度	82名	82名	0名	100.0%

(出典 教務学生課調べ)

## 資料U

## Ⅲ. 学業について伺います

結果の数値は%です

7 授業への出席状況を選んでください。	1. ほとんど出席 (2/3以上) 98.5	2. ときどき出席 (1/2程度) 0.7
	3. ほとんど欠席 (1/3以下) 0.0	4. その他 0.7
(注) この設問では、30分以上の遅刻は欠席とみなして回答してください		

(出典 平成15年度 学生生活実態調査結果)

## 資料V

募集人員	定員	前期日程	後期日程	推薦	社会人	私費留学生
平成13年度	80	45	10	25	若干名	若干名
平成14年度	80	40	10	30	5人以内	若干名
平成15年度	80	40	10	30	5人以内	若干名
平成16年度	80	40	10	30	5人以内	若干名
平成17年度	80	40	10	30	5人以内	若干名

前期試験	センター教科目	国語	地歴公民	数学	理科	外国語	小論文	総合問題	合計
平成13年度		100		100	100	100		200	600
平成14年度		100		100	100	100		200	600
平成15年度		100		100	100	100		200	600
平成16年度		100		100	100	100		200	600
平成17年度		100		100	100	100		200	600

後期試験	センター教科目	国語	地歴公民	数学	理科	外国語	小論文	面接	総合問題	合計
平成13年度		(100)		(100)	(100)	200			200	600
平成14年度		(100)		(100)	(100)	200			200	600
平成15年度		(100)		(100)	(100)	200			200	600
平成16年度		(100)	(100)	(100)	(100)	200			300	800
平成17年度		(100)	(100)	(100)	(100)	200			300	800

平成13～15年度は国語・数学・理科から高得点2科目200点

平成16～17年度は国語・地理歴史公民・数学・理科から高得点3科目300点

特別選抜(推薦) 1高等学校あたりの推薦人数	
平成13年度	1高等学校につき2名以内
平成14年度	高等学校において推薦できる人数の制限なし
平成15年度	高等学校において推薦できる人数の制限なし
平成16年度	高等学校において推薦できる人数の制限なし
平成17年度	高等学校において推薦できる人数の制限なし

(出典 各年度入学者選抜要項から抜粋して作成)

大学院修士課程においては、入学者受入開始後4年しか経過していないこと、過去退学者が出ていないこと、修了者の進路(資料W参照)や修士論文の学術雑誌上での公表状況(資料X参照)が順調に推移していることなどを受け、入学者選抜方式についての部分的見直しを行った以外、大きな改善は必要ないと判断している。

大学院博士課程においては現在学年進行中であり、判断することができない。

## 資料W

平成15年度	博士課程進学	2名
	大学教員	1名
	専門学校教員	2名
	養護教員	1名
	計	6名
平成16年度	博士課程進学	2名
	保健所保健師	1名
	健診センター看護師	1名
	計	4名

(出典 研究科委員会調べ)



## 資料X

修士論文の公表状況		
15年度修了者6名	掲載済み	2件
	印刷中	3件

(出典 研究科委員会調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

退学率の推移、国家試験の合格率・就職率、満足度調査、大学院修了者の修士論文の公表状況などの指標を用い、大学案内ホームページなどで公開している「教育理念・教育目的」「求める学生像」に沿って学生の受入に関する検証が行われている。現段階では入学者選抜方式の抜本的改善を必要とするような状況は生じていない。

観点4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取り組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

## 【観点に係る状況】

本学学士課程では、教育水準の維持のために、実入学者数が適正水準に収まるよう、過去のデータを分析して一般選抜の合格通知を実施している（資料Y参照）。大学院修士・博士課程においても、平成14年度の開学以降、定員に見合った入学者を受け入れている（資料Z参照）。

## 資料Y

	学士課程入学			3年次編入		
	定員	合格者数	入学者数	定員	合格者数	入学者数
平成13年度	80名	97名	80名	10名	10名	6名
平成14年度	80名	86名	81名	10名	3名	2名
平成15年度	80名	90名	80名	10名	6名	2名
平成16年度	80名	88名	84名	10名	3名	2名
平成17年度	80名	88名	83名	10名	6名	4名

(出典 教務学生課調べ)

資料Z

	修士課程		博士課程	
	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
平成 14 年度	6 名	7 名		
平成 15 年度	6 名	3 名		
平成 16 年度	6 名	5 名	2 名	3 名
平成 17 年度	6 名	5 名	2 名	4 名

(出典 教務学生課調べ、博士課程入試は平成 16 年度から)

### 【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、実入学者の数が適正水準を維持している。大学院修士課程においても適正な水準を維持している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

開学以来、学士課程の入学定員数と実入学者数との関係の適正化が図られ、各年度ともに入学者数が適正水準に収められている点。実際の入学者選抜が入試委員会を中心とした実施体制により公正に運営されている点。受験生が本学の教育理念・教育目的・教育実態を知るために必要な情報が、ホームページや配布資料など、さまざまな媒体を通して公開されている点。

### 【改善を要する点】

本学が求める学生像、受験生が看護学を志し、本学の教育理念・目的・教育実態を理解した上で本学を志望するために必要な情報は、大学ホームページや配布資料などさまざまな媒体を通して公開されているが、それを、アドミッション・ポリシーとして明文化していない点。

## (3) 基準 4 の自己評価の概要

本学は入学志望者に対し本学の教育理念・教育目標・教育活動の実態を周知し、その上で本学の受験を選択させることが重要であると考えている。この認識に基づき大学案内・パンフレットを発行し、大学ホームページ上の大学案内を充実させ、本学の教育理念、教育目標、教育活動実態の周知徹底を図っている。また、看護・看護学・看護職について理解してもらうためのパンフレットを作成し、オープンキャンパスや進学説明会で配布している。社会人・編入学生、大学院課程でもこれに準じた取り組みを展開している。

一般選抜では、前期・後期試験ともに、大学入試センター試験を利用した学力試験、本学で個別に実施する「一般教養及び論理的思考能力を総合的に評価する」総合問題、面接試験を課している。特別選抜（推薦）では、調査書の平均評定値 4.0 以上を出願条件とし、「一般教養及び論理的思考能力のほか、語学力（英語）が評価できる」総合問題を課している。

社会人に対しては、英語力、論理的思考能力、一般教養を総合的に捉えることのできる総合問題を出題し、面接試験の結果と合わせて合否を判定している。編入学生に対しては、英語、基礎的な学力・看護の基礎教育に関する知識・総合的な判断能力を問う総合問題、面接試験を課している。大学院修士課程においては、総合問題、英語、面接を課している。博士課程については、「課題文を英語で出題する」総合問題を課している。

入試に関する実務は、8名の教員と1名の事務職員からなる入試委員会を設置し、入試日程の検討、問題作成の基本方針の検討、問題作成・印刷まで、入試に係る全ての事項を実施している。入試に関する事項は、情報管理が極めて重要であるため、入試委員会の構成員・委員会の日程・議事などすべて非公開としている。

本学の入学者選抜基本方針に沿った学生受入が行われているかは、退学率の推移、国家試験の合格率・就職率、満足度調査、大学院修了者の修士論文の公表状況などの客観的な指標を用いて、多角的に検証している。時間的な制約を理由に平成16年度まで導入を見合わせていた一般選抜試験（前期日程）時の面接試験を、平成17年度入試から実施したこと以外には、入学者選抜方式の大きな改善は必要ないと判断し、行っていない。

本学では教育水準の維持のため、学士課程の実入学者数の超過が定員の5%以内に収まるよう、過去のデータを分析し一般選抜の合格通知を実施しており、開学以来適正な学生数を維持している。大学院においても適正な学生数を維持している。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの自己評価

#### <学士課程>

**観点5-1-1：** 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

#### 【観点到る状況】

本学の教育目標・教育目的を効率的・効果的に達成するために教育課程は、「一般教養教育」及び看護の基盤教育としての「人間科学教育」、看護の専門教育としての基礎看護科学、専門看護学、広域看護学からなる「看護学教育」に大別している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」5頁参照）。

一般教養教育、人間科学教育の科目は、主として1年次及び2年次に配置し、看護学教育の科目は主として2年次から配置するようにしているが、入学後の早い時期から「看護学」の習得を目指していることを学生に自覚させるために、1年次から健康論、看護学入門、生活援助論の講義と第1段階の実習である初期体験実習を配置している。また、人間科学に関連した教育は4年次生にも必要と考え、必修科目として「総合人間学」、選択科目として「運動指導特論」、「実務情報処理学」等を配置している。実用英語を習得させるための英語教育は3年次まで必修とし、4年次には必修科目として「原書講読」を配置している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」6～7頁参照）。

人間科学科目と看護の専門科目との融合を図る科目として、「総合看護学」（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」134頁）、「卒業研究」（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」131頁、別添資料5-1参照）を4年次に配置し、17科目群のすべてが教育に関わるようにしている。

卒業要件は133単位で、うち必須科目が122単位を占める。これは、学士課程の修了者に、看護師及び保健師の国家試験受験資格を与えるためである。その他に、助産師国家試験受験資格の取得を希望する学生に対し12単位の助産学の選択科目を開設している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育目標が効率的、効果的に達成できるように一般教養教育及び看護学の基礎教育（人間科学科目）と専門教育（看護学科目）を各学年に適切に配置し、さらに両者を有機的に総合した授業科目を4年次に配置している。

**観点5-1-2：** 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点到る状況】

本学では、看護学を「社会における人間理解を基盤に、個人又は集団の健康状態を環境との関連を通して理解し、健康問題に対する援助の方法を追求する理論と実践の科学」と捉え、対象である「人間の理解」、「看護学の追究」、「看護実践に関する総合的能力の養成」及び「幅広い人間性の育成」に重点をおいてカリキュラムを編成している（別添資料5-2参照）。

人間科学科目において、「人間の理解」については主に、人の器質と機能、人と環境の相互作用、健康、人間生活を理解するための科目を開設している。また、健康科学実験では人間や動物、細胞などを用いた実験を行い（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」135～136頁、別添資料5-3、別添資料5-4参照）、生体構造機能論では大分大学医学部の協力で屍体解剖を見学し（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」26頁、別添資料5-5参照）、構造や機能の理解をいっそう深めている。

看護学科目において、「看護学の追究」については、主に看護学における各領域において必要不可欠な内容が含まれている（資料A参照）。本学では、特に将来を見据えて、看護アセスメント学や、高齢化への対応、健康の保持・増進への対応として保健管理学がある。

共通科目によって、「看護実践に関する総合的能力の養成」を行っている。共通科目には、看護研究の基礎 I、看護研究の基礎 II（原書講読、総合看護学）、総合実習、卒業研究を配置している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」7頁参照）。学内演習や5段階にわたる臨地実習によって、総合的な判断力を育成し（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」137～139頁、別添資料5-6参照）、総合看護学（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」134頁、別添資料5-7参照）によって、看護技術の習得を確かなものにしていく。また、総合実習（別添資料5-8参照）や卒業研究（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」131頁、別添資料5-9参照）によって、学生の自律性を育成している。

「幅広い人間性の育成」については、さまざまな人文社会科目を含む28科目の選択科目や情報処理科目、国際看護学関連科目、総合人間学を開設している（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」5頁参照）。

さらに、人間科学科目、看護学科目の各科目群で担当している授業内容に過不足がないようにするために、授業内容のキーワードを学内ウェブ上で公開し、相互の調整を行うようにしている（資料B参照）。

## 資料A

## 授業科目の内容

科目区分名	授業科目名	授業科目の概要等
専門看護学	成人看護学概論	ライフサイクルにおける成人期の位置づけと特徴を発達・行動、健康の側面から総合的に理解し、看護を実践していく上で必要な知識を学ぶ。
	老人看護学概論	ライフサイクルにおける老人期の特徴、ならびに健康問題をもつ高齢者の身体的、心理的、社会的問題を理解し、慢性疾患や機能障害をもちながら日常生活を送る高齢者への看護援助に必要な知識を学ぶ。
	成人・老人看護援助論Ⅰ	成人期・老人期にある人々に対して、身体的、精神的変化を理解し、急性期および慢性期の援助方法を学ぶ。
	成人・老人看護援助論Ⅱ	成人期・老人期にある人々を身体的、社会的、精神的側面から総合的に理解し、急性期および慢性期の健康問題に応じた援助方法を学ぶ。また、終末期にある人々について心身両面から理解を深めていき、終末期の援助方法について学ぶ。
	成人・老人看護学演習	成人期、老人期の特徴を踏まえ、臨床の場で健康問題をもつ急性期、慢性期の対象に、回復への援助および日常生活の自立、社会生活への適応に向けた看護過程を展開するための前段階として、模擬例を対象に看護問題を査定し、個性のあるケアプランを立案・評価する方法を学ぶ。
	成人看護学実習	成人期の対象を身体的、心理的、社会的、精神的側面から総合的に理解し、健康問題に応じた適切な看護を実践する。
	老人看護学実習Ⅰ	老年期の特徴をふまえ、健康障害と「生活の質」との両面から個性を尊重した看護を実践できる能力を養うとともに老人看護の基本的態度を学ぶ。
	老人看護学実習Ⅱ	施設に入所している高齢者の生活の支援を通して、対象を理解し、保健・医療・福祉分野における看護専門職の役割と課題を学ぶ。
	小児看護学概論	成長・発達過程にある小児の特性や小児看護学の特質を学ぶ。さらに、小児保健・医療の動向を理解することで、小児や家族に環境が及ぼす影響や小児看護の役割を学ぶ。
	発達と援助論	小児の発達過程の特質を理解するため主要理論に基づき、小児の行動を多面的にとらえ、発達段階に応じた日常生活の援助方法と保育技術を習得する。また、健康や健康障害に関わらず、小児とその家族への看護とくに疾病の予防や援助について深く学ぶ。
	小児看護援助論	主要な小児の疾病の病態と治療・看護の要点を学び、小児と家族に対する援助方法を学ぶ。また、小児の健康障害を保健・医療・福祉・教育など総合的な観点から捉え、事例を通して看護上の問題を解決するための必要なアセスメントなど看護過程を学ぶ。
	小児看護学実習	健康時の発達段階における特徴や個人差を考慮した日常生活への援助方法を通して保育の役割を学ぶ。健康障害のある小児の療養生活における看護上の問題に対する援助活動を通して、小児と家族への看護の役割を学ぶ。

（出典 平成17年度 SYLLABUS より作成）

資料B

更新年月日	科目名	キーワード
2005.1.7	放射線健康科学	放射線 放射能 ラジオアイソトープ 宇宙線 大地放射線 X線 ガンマ線 原子核 半減期 放射性同位元素 確率的影響 確定的影響 リスク 遺伝的影響 胎児影響 原爆被ばく者 医療被ばく DNA損傷 染色体異常放射線防護 線量限度 正当化 最適化 UV 極低周波電磁界
2004.7.6	生体構造機能論	細胞膜 膜系筋系 循環系 呼吸系 血液系 凝固線溶血小板 免疫系 体液 電解質 pH アルカローシス アシドーシス 体温 生殖 発生 神経感覚系 骨 骨疾患 骨代謝 腎臓 ホルモン 栄養 消化 一般代謝論 ホモオステオシス、うつ病、浸透圧、拡散、循環系、
2003.5.13	生体代謝論	細胞 栄養素 栄養素代謝 水 遺伝
2003.5.2	生体科学演習	組織学 組織構築 顕微鏡観察 栄養素 所要量 エネルギー代謝 血糖値
2003.5.2	生体科学特論	遺伝子 栄養と疾患
2003.5.2	生体構造機能特論	ホモオステオシス 比較生物学 老化 臓器移植 クローン生物学
2004.8.3	生体反応論	代謝障害、循環障害、炎症、免疫、感染症、腫瘍、先天異常
2003.5.2	生体微生物反応論	微生物 感染 感染症 細菌 ウイルス
2003.5.2	生体薬物反応論	薬理 薬物 生体反応
2004.8.3	生体反応学演習	感染症、感染看護、臨床検査
2003.6.13	感染免疫学	免疫 抗原 抗体 アレルギー 自己免疫疾患 腫瘍
2004.8.3	病理特論	病理解剖、病気臓器、肉眼観察、病理組織観察
2005.6.6	体育I	健康運動トレーニング 生活習慣病 テニス サッカー
2003.5.2	体育II	レクリエーション ニュースポーツバドミントン
2003.5.2	健康運動論	科学 骨 骨 骨 骨 骨 レジスタンス トレーニング 柔軟性 ストレッチング 運動強度 運動量 持久力 トレーニング理論 肥満 ダイエット 筋肉 肉 痛 進化
2005.5.26	健康運動学演習	ボテニクス 運動観察
2003.5.2	運動処方特論	運動処方 運動負荷試験 体力テスト
2003.5.2	運動指導特論	福祉レクリエーション 障害者スポーツ ネットワークゲーム 転倒予防 運動 肩こり 腰痛予防体操 ヨーガ 運動表現療法 妊婦体操
2005.4.22	人のこころの仕組み	錯視 多義図形 脳によって構成された世界
2003.12.26	人間関係学	被害者支援 ジャーナル・サポート ヒューマンエラー 家庭・学校・職場の人間関係 異文化間コミュニケーション
2003.5.2	人間関係学演習	カウンセリング・スキル プロセスレコード 共感
2003.12.26	コミュニケーション論	コミュニケーション・スキル プレゼンテーション・スキル 行動観察 プロセスレコードリーダーシップ自己の振り返り
2003.5.2	人間行動論	行動分析 学習心理学 行動変容
2005.4.22	カウンセリング論	カウンセリング 心理療法 精神療法 精神分へ 家族療法 セルフヘルプグループ 言語発達 幼児語・幼児音 吃音 場面緘黙 クーイング バブリング 命名期 質問期
2003.5.2	心理アセスメント特論	知能検査 パーソナリティ検査 人格検査 性格検査 質問紙法 投影法 評価尺度

(出典 学内ウェブ 講義科目キーワードデータベース)

【分析結果とその根拠理由】

人間科学科目、看護学科目、共通科目がそれぞれの目標をもちながら、同時に連携して、教育の目標を達成するために機能している。したがって、全体として授業内容は教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

研究活動の成果を授業内容に反映しているものの例を、資料に示す（資料C、別添資料5-10 参照）。

本学では、「科学的根拠に基づく問題解決能力を養う」及び「看護学に寄与できる教育・研究の基礎能力を養う」ことを教育の目的として掲げている。これに関しては、4年次の卒業研究では学生を各研究室に配属し、各研究室の教員の研究テーマを反映した課題に取り組ませている（前出別添資料5-9、資料D参照）。

資料C

研究活動の成果の授業内容への反映例

代表的な研究活動	授業科目名	研究活動の成果の授業内容への反映
看護基本技術に関する研究	生活援助論、看護アセスメント方法論、成人・老人看護援助論	看護技術の選択や指導内容として利用している
ストレスコーピングや不眠症に関する研究	精神看護学概論	開発した心理尺度や不眠のアセスメント法や自験例（事例）を冊子体のテキストに掲載
地域精神保健に関する研究	精神看護学援助論	バンクーバーの地域精神保健システムをモデルとしてパワーポイントに利用
助産師の歴史に関する研究	助産学概論	大分県の助産師の動向を解説するためにパワーポイントに利用
諸外国の看護教育システムに関する研究	国際看護比較論	イギリス・中国・韓国・日本の看護教育システムの相違を説明するための配付資料に利用
地域における健康増進システムの確立に関する研究	健康運動論、運動処方特論、運動指導特論	高齢者の体力テスト、運動メニューを紹介するために配付資料や実習内容として利用
健康登山に関する研究	運動処方特論	登山の健康への効果を説明するためにパワーポイントに利用
放射線教育に関する研究	放射線健康科学	自然の中にある放射線について説明するためにパワーポイントに利用
各教員の研究	卒業研究	学生の卒業研究の内容に反映させている

(出典 自己評価委員会調べ)

資料D

平成17年度 卒業研究 学生研究室配置

科目群	定員								
生体科学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
生体反応学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
環境科学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
健康運動学	4	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典				
人間関係学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
健康情報科学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
言語学	4	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典				
基礎看護学	6	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典		
看護アセスメント	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
精神看護学	5	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典			
小児看護学	3	山本博典	山本博典	山本博典					
成人・老人看護学	7	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典
母性・助産学	7	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典
地域看護学	6	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典
保健管理学	7	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典	山本博典
国際看護学	2	山本博典	山本博典						
合計	81								

(出典 学内ウェブ)

【分析結果とその根拠理由】

各教員によるさまざまな研究活動の成果はそれぞれの授業に反映している。

**観点 5-1-4 :** 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

**【観点に係る状況】**

大分県内の大分大学、大分県立芸術文化短期大学、大分工業高等専門学校との間で単位互換の協定を結び、互換可能な開講科目を設定し、30単位という上限を設けて単位認定を可能にしている（別添資料5-11参照）。

新入学者に対しては、学則20条（別添資料「平成17年度学生便覧」37～38頁参照）に則り、本学入学前に他大学等で修得した科目30単位を上限として卒業要件単位に認定している。

編入学生に対しては、本学入学前に履修した科目90単位を上限として卒業要件単位に認定している（別添資料5-12参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

大分県内の協定大学等との間で単位互換制度を設けている。さらに、編入学生等に対しては、既修得単位の認定を行っている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮している。

**観点 5-1-5 :** 単位の実質化への配慮がなされているか。

**【観点に係る状況】**

組織的な学習指導として、入学時のガイダンス等において学生各々の学習目標や社会人入学者などの学習状況に合わせて、適切に履修の選択を行うことができるよう履修指導を行っている。2年次末には全員を対象としてこれまでの勉学の達成度の確認及び学力向上を目指す進級試験があることや（別添資料5-13参照）、3年次前期に助産学の履修希望者については選抜試験があることなどを学生に周知している（別添資料「平成17年度SYLLABUS」20頁参照）。

授業時間外の学習時間の確保としては、看護技術の反復練習のために看護学実習室を届け出制により開放している。また、時間割上、可能な限り5時限及び水曜日の午後は講義科目を配置していない（別添資料「平成17年度SYLLABUS」8～15頁参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

入学時に組織的な履修指導や進級試験などについても指導を行っており、学生の主体的な学習を促している。授業時間外の学習のための工夫としては、時間割の上で十分な学習時間を確保しており、単位の実質化への配慮を行っている。

**観点 5-1-6 :** 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。



該当なし

**観点 5-2-1 :** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

**【観点に係る状況】**

学習効果をあげるために開講する科目の構成を、授業時間で講義 65%、演習 10%、実習 25%とし、演習では対話討論を重視した双方向の教育ができるようにしている。臨地実習は、第1段階から第5段階までの実習を1年次から4年次までに配置している(別添資料「平成17年度 SYLLABUS」137~139頁参照)。第1段階から第4段階までの実習は、1グループ4から5人に教員1人を配置し、臨地実習現場の実習担当者と協力してきめ細かい実習ができるように配慮している。第5段階の総合実習は、1施設1人の学生配置を原則とし、実習目標から具体的な実習内容までを学生に自主的に企画させ、自律性を育成するよう配慮している。

全ての講義室には、液晶プロジェクターと電動スクリーンが配置されており、コンピュータ、ビデオ、テレビ、OHC、CD、カセットテープを簡単な手続きで利用でき、視聴覚媒体を通して学習の効果を高めることができるように器材等を整備している。

卒業研究は、「看護研究の基礎 I」(別添資料「平成17年度 SYLLABUS」122頁参照)の講義を受けた後、各研究室に2~7人の学生を配置し(前出資料D参照)、研究室単位で抄読会形式の原書講読や研究指導を実施し、学生は一人ひとりの研究テーマを設定して卒業論文を作成する(別添資料「平成17年度 SYLLABUS」131頁参照)。12月に2日間をかけて開催する卒業研究発表会で全員が口頭発表を行っている(別添資料5-14参照)。

各専門看護学科目の演習及び学内実習では、各学生に対し効果的な指導を行うために大学院生をTAとして配置している(別添資料「平成17年度学生便覧」110~111頁、別添資料5-15参照)。

**【分析結果とその根拠理由】**

授業形態は、看護学の特性を十分に考慮しており、学習指導法も工夫している。

**観点 5-2-2 :** 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

**【観点に係る状況】**

本学では、「人間科学講座」、「基礎看護科学講座」、「専門看護学講座」、「広域看護学講座」に属する科目群を有機的に連携させて教育することにより、学習効果を上げることを目指している。シラバスの構成として、授業科目それぞれの詳細を紹介するだけでなく、カリキュラムの構造・科目間の関連、4年間の学習計画、履修上の手続き、授業担当教員の紹介などを含み、学習に必要な情報を集約することを目指している(別添資料「平成17年度 SYLLABUS」参照)。

授業科目の紹介の基本構成は、担当者や開講年次などの基本的な情報と、「ねらい」、「科目の概要」、「授業計画」、「評価方法」、「テキスト」の項目から成る定型化されたフォーマットA4版1枚で各科目の担当教員が作成し



## 資料G

<p>科目名 健康情報学  コード番号 D2710  開講年次 1 年次 前期  担当教員 佐伯 圭一郎  必修・選択 必修 単位数 1 単位</p> <p>ねらい  人間集団の健康に関する各種情報を正しく読みとる能力を身につけることを目標とする。</p> <p>科目の概要  人口統計や疾病情報、保健情報など、公衆衛生活動の基礎となる集団における健康情報について学ぶ。健康情報とその様々な指標に関して、情報の発生源からその意味するものまでを体系的に学ぶことを通じて、集団の健康の現状と推移について理解を深める。</p> <p>授業計画  1 健康情報の基礎 - 健康情報とは、保健統計概論  2 人口統計 1 - 人口統計の方法、人口静態  3 # 2 - 人口動態・生命表  4 疾病に関する保健統計 1 - 患者調査、国民生活基礎調査  5 # 2 - さまざまな疾病統計  6 保健統計指標のまとめ  7 中間テスト  8 健康情報の収集 - 情報収集の方法  9 疫学 1 - 疫学の考え方、疫学指標  10 # 2 - 研究方法論  11 # 3 - バイアス  12 # 4 - 疫学研究の計画と実施  13 # 5 - 疫学研究の実例  14 検査やスクリーニングの理論  15 最終テスト</p> <p>評価方法  2 回の筆記試験のみ</p> <p>テキスト  「国民衛生の動向」厚生統計協会、その他参考図書は適宜紹介する</p> <p>その他</p>
--

(出典 大学ホームページ <http://www.oita-nhs.ac.jp/edu/1-13e.gif>)

## 【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスを作成している。しかし、シラバスの学生の活用状況に関する定量的な評価を行っていない点が今後の課題である。

観点 5-2-3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

2年次末には全員を対象として入学後2年間の学習の達成度を確認し、進級を判定するための進級試験を平成18年度入学生から実施することとし、平成14年度入学生から試行（進級の判定を行わない）している（前出資料5-13参照）。進級試験で基準点に達しなかった学生に対しては、繰り返し個別指導を行っている。

国家試験対策として、教員及び1年次生から4年次生で構成している国家試験対策ワーキンググループが中心となり3年次から国家試験の学内模試を実施し、4年次12月に補講（別添資料5-17参照）を行っている。第4段階の専門看護学実習前及び卒業時に、必要な知識・技術を習得するために自主学習を行っている。また、学生の自主学習を促進するために、届出をすれば実習室を使用することができるように配慮している。実習期間中及び看護師・保健師・助産師の国家試験受験前3か月間は、講義室、図書館、メディアセンターを開放している

(別添資料 5-18 参照)。

英語の学習を促進するために CALL (コンピュータ支援言語学習) システムを取り入れ、CALL 実施期間中は授業外の空いている時間、土曜、日曜、祝日に CALL 室を開放しており、TOEIC でも高い効果が得られている (別添資料 5-19 参照)。

**【分析結果とその根拠理由】**

自主学習及び基礎学力不足の学生への支援を組織的に行っている。

**観点 5-2-4 :** 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業 (添削等による指導を含む)、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5-3-1 :** 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

**【観点到係る状況】**

大分県立看護科学大学学則第 18 条 (別添資料「平成 17 年度学生便覧」37 頁参照) 及び大分県立看護科学大学履修規程第 5 条・第 8 条 (別添資料「平成 17 年度学生便覧」45~46 頁参照) に成績評価基準を規定し、成績評価の方法を策定している (別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」18~20 頁参照)。また、個別の成績評価基準はシラバスに記載している (別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」26~139 頁参照)。卒業認定基準は、大分県立看護科学大学学則第 35 条 (別添資料「平成 17 年度学生便覧」41 頁参照) に基づき策定している。

成績評価基準、卒業認定基準ともに、シラバス、学生便覧に記載して学生全員に配付し、年度当初のオリエンテーションにおいて学生全員に周知している (前出別添資料 5-16 参照)。

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価基準及び卒業認定基準は組織として策定し、シラバス、学生便覧、オリエンテーションを通して学生に周知している。

**観点 5-3-2 :** 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

**【観点到係る状況】**

成績評価は、履修規程に従って授業科目ごとに筆記・実技試験、レポート・論文、発表、出席によって行われている (別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」26~139 頁)。授業科目及び臨地実習の成績評価及び単位認定は各教科の単位認定者が基準に従って実施している。

卒業認定は卒業要件に照らし合わせて教授会でやっている（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」19 頁，別添資料「平成 17 年度学生便覧」41 頁参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価と単位認定は授業形態を考慮した適切な評価方法を採用し，履修規程及びシラバスに明記した基準に従ってやっている。卒業認定は教授会でやっている。以上の点から，成績評価，単位認定，卒業認定を適切に行っている。

**観点 5-3-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申し立て等が考えられる。）が講じられているか。**

**【観点に係る状況】**

成績評価は，大分県立看護科学大学学則第 18 条（別添資料「平成 17 年度学生便覧」37 頁参照）及び大分県立看護科学大学履修規程第 5 条・第 8 条（別添資料「平成 17 年度学生便覧」45～46 頁参照）に基づき評価している。成績評価に関する学生からの申し立ては，学生実態調査の自由記述欄に記載はなく，学生からの不満の報告は受けていない（別添資料 5-20 参照）。現時点では成績評価に対する学生からの苦情に対処するシステムは確立していない。

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価等の正確性を担保するための全学的な措置は十分に構築されておらず，今後，学生からの申し立てを受ける措置を講ずる必要がある。

**<大学院課程>**

**観点 5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。**

**【観点に係る状況】**

博士（前期）課程（修士課程）は，基盤看護学，発達看護学及び広域看護学の 3 つの専攻領域からなり，実践の場において指導的な立場で看護の専門性を発揮できる人材，あるいは看護教育の場で体系的な教育，研究の任を果たすことができる人材を育成するという大学院の目的に沿って，幅広い看護の領域をカバーする教育課程を編成している。

博士（後期）課程（博士課程）は，看護基礎科学領域と看護専門科学領域からなり，看護学教育・研究に携わることのできる高度な専門知識・技術などを備えた人材の育成を意図した教育課程を編成している（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7 頁，38～42 頁参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

修士課程は，看護職の指導的役割を担う人材の育成を主眼として教育課程を編成しており，博士課程は，創造

性豊かな高度の研究能力を有し、看護学教育・研究に携わることのできる人材育成を目指した編成になっており、学問分野や職業分野の期待にこたえるものになっている。

**観点 5-4-2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。**

**【観点到係る状況】**

授業内容を資料（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」）に示す。修士課程の授業内容は、3つの専攻領域からなる専門科目と、共通科目からなる。専門科目では、専攻領域ごとに教育課程の編成の趣旨に沿った授業科目（特論、演習）を配置している。共通科目は、看護学の基盤となる授業科目を配置している。

博士課程では、看護基礎科学と看護専門科学の2つからなる専攻領域に、それぞれ教育課程の編成の趣旨に沿った授業科目（特論、演習）を配置している。（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」3～7頁、38～42 頁参照）

**【分析結果とその根拠理由】**

大学院課程における授業の内容は教育課程の編成の趣旨に沿っている。

**観点 5-4-3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。**

**【観点到係る状況】**

大学院で開講している授業を担当する教員はそれぞれ授業の内容に関連した研究テーマを持ち、研究成果を授業内容に反映している（別添資料5-21 参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

授業内容は担当する教員の研究活動と関連している。

**観点 5-4-4 : 単位の実質化への配慮がなされているか。**

**【観点到係る状況】**

大学院生に対してシラバスを用いたオリエンテーションを開催し、履修についての説明を行っている（別添資料5-22 参照）。学内施設として、図書館は9:00～20:00（資料H参照）、情報処理教室は8:00～22:00（資料I参照）と夜間に履修する学生も利用できるように開放している。

## 資料H

<b>大分県立看護科学大学図書館</b>	
	<b>図書館からのお知らせ</b> ○2005年7月8日更新○
<b>蔵書検索</b>	<b>休館日:</b> 7月29日 *月末休館日
<b>新着資料</b>	<b>開館時間:</b> 9:00~20:00(土日祝日は除く)
<b>配架雑誌一覧</b>	<b>夏季休業期間中の開館時間について:</b> 下記の期間、開館時間を変更します。休館情報をご覧ください。
<b>継続図書一覧</b>	
<b>利用案内</b>	<b>7月21日~9月5日 9:00~17:00(土日祝日は除く)</b>
<b>休館情報</b>	<b>夏季休業に伴う図書の貸出期間延長について:</b> 7月7日より、本学学生に限り、貸出期間の延長を実施しております。どうぞご利用ください。 返却期限日: 9月6日
<b>館内案内図</b>	
<b>Links</b>	

(出典 大学図書館ホームページ <http://library.oita-nhs.ac.jp/>)

## 資料I

## 2) その他

- ・利用時間に関してメディアセンターは従来通り 8 時まで、情報処理室は国試の勉強や卒論のため遅くまで学生が使うことを考えて 8 時までだったのを年間通して 10 時までとする。10 時以降の利用については教員が施設管理室に申し出て責任をもって利用すること。

(出典 平成 16 年第 2 回教授会議事録)

## 【分析結果とその根拠理由】

昼間及び夜間履修の大学院生の学習効果を高める配慮を行っている。





**観点 5-4-5:** 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

## 【観点に係る状況】

現在の大学院在籍学生の 80%以上が夜間の履修生であるため、同じ科目を昼夜開講している(別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)」37 頁参照)。特別研究に関する研究計画・論文報告会などは、可能な限り 18 時以降に開催するなど夜間の履修生に配慮している(資料 J 参照)。



## 資料 J

HOME		学生のページ	
2005.5.2		<h2 style="margin: 0;">大学院生のページ</h2> <p style="margin: 0;">/ <a href="#">学生名簿・メールアドレス</a> / <a href="#">修士論文アーカイブズ</a> /</p>	
<hr/>			
<a href="#">大分県立看護科学大学図書館</a>		 <b>修士論文審査等のスケジュール(2004年度入学生):M2</b>	
2004年	12月15日(水)	修士論文研究計画報告会(18:00-20:00) <span style="color: red;">済み</span>	
2005年	8月31日(水)	修士論文中間報告会(18:00-20:00)	
2006年	1月13日(金)	修士論文提出期限	
	1月18日(水)	研究科委員会で審査委員を決定	
	1月19日(木)	修士論文審査期間	
	~2月10日(木)		
	2月15日(水)	研究科委員会合否判定	
	2月17日(金)	最終要旨の提出(報告会用)	
	2月22日(水)	修士論文報告会: 18:30~19:30:31 講義室	
	2月28日(火)	最終論文の提出(図書館所蔵用、電子ファイル:pdf)	
		 <b>修士論文審査等のスケジュール(2005年度入学生):M1</b>	
2005年	8月30日(火)	修士論文研究計画報告会(18:00-20:00)	
		 <b>博士論文審査等のスケジュール(2004年度入学生):D2</b>	
2004年	9月2日(木)	博士論文研究計画報告会(16:00-17:00) <span style="color: red;">済み</span>	
2005年	8月31日(水)	博士論文中間報告会(15:00-17:00)	
		 <b>博士論文審査等のスケジュール(2005年度入学生):D1</b>	
2005年	8月30日(火)	博士論文研究計画報告会(15:00-16:00)	

(出典 大学ホームページ <http://www.oita-nhs.ac.jp/student/postgrad/index.html>)

## 【分析結果とその根拠理由】

夜間における授業を受ける学生に対しては、時間割設定、年間の科目の配分などについて配慮を行っており、履修上の便宜を図っている。また、研究報告会の開催時刻や学内設備の開放も夜間履修生に配慮している。

**観点 5-5-1 :** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

## 【観点に係る状況】

修士課程の学年定員 6 名、博士課程の学年定員 2 名と本学の大学院教育は、少人数教育を基本としている(別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS (大学院授業ガイド)」5 頁参照)。そのため、講義においては必要に応じて、質疑応答を含めた討論型の授業を行っている。また、演習では、情報機器を活用した授業も行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

少人数教育を基本としている本学の大学院における授業形態の組合せ・バランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。



**観点 5-5-2 :** 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

**【観点到係る状況】**

シラバスの構成は、課程の概要（設置の趣旨、教育課程の考え方及び特色）、授業科目の履修、授業科目・時間割（授業科目の紹介、時間割）を盛り込んだものになっている。シラバスは大学院学生に配布し、オリエンテーション時の履修指導に利用している（前出別添資料 5-22 参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

課程編成の趣旨に沿ったシラバスを作成し、活用している。

**観点 5-5-3 :** 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5-6-1 :** 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

**【観点到係る状況】**

研究指導は、修士課程、博士課程ともに、総合的な視野を広げるために複数指導教員体制をとっている（資料 K 参照）。主指導教員はテーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までのすべてを直接指導する責任を持ち、副指導教員は主指導教員と緊密な連携をとりつつ、履修指導及び研究指導を補助している。なお、博士課程においては学外の関連する専門家からも必要に応じて研究指導の補助が得られるように配慮している（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」47 頁参照）。

## 資料K

大学院生の名簿・指導教員(平成17年度)

赤字の指導教員は学生との連絡教員

M1:平成17年度入学 修士課程学生の名簿および指導教員						
	領域	指導教員	副指導教員	副指導教員	出席形態	メールアドレス
	発達看護学	平野 互	宮崎 文子	高野 政子	昼間	.....ac.jp
	基礎看護学	小林 三津子	栗屋 典子	甲斐 倫明	夜間	.....a-nhs.ac.jp
	基礎看護学	小西 恵美子	藤内 美保	稲垣 敦	夜間	.....hs.ac.jp
	広域看護学	佐伯 圭一郎	伊東 朋子	大賀 洋子	夜間	.....nhs.ac.jp
	基礎看護学	影山 隆之	高橋 敬	桜井 礼子	夜間	.....ac.jp

M2:平成16年度入学 修士課程学生の名簿および指導教員						
	領域	指導教員	副指導教員	副指導教員	出席形態	メールアドレス
	広域看護学	草間 朋子	伴 信彦	甲斐 倫明	夜間	.....nhs.ac.jp
	発達看護学	宮崎 文子	稲垣 敦	草間 朋子	夜間	.....oita-nhs.ac.jp
	発達看護学	宮崎 文子	小西 清美	影山 隆之	昼間	.....ta-nhs.ac.jp
	広域看護学	甲斐 倫明	伴 信彦	草間 朋子	夜間	.....ita-nhs.ac.jp
	発達看護学	中村 喜美子	林 猪都子	八代 利香	夜間	.....nhs.ac.jp

D1:平成17年度進学・入学 博士課程学生の名簿および指導教員						
	居室	指導教員	副指導教員	副指導教員	出席形態	メールアドレス
	成人看護	宮崎 文子	佐伯 圭一郎	草間 朋子	夜間	.....nhs.ac.jp
	成人看護	小西 恵美子	赤司 千波	工藤 節美	夜間	.....ac.jp
	保健管理	草間 朋子	吉留 厚子	伴 信彦	夜間	.....oita-nhs.ac.jp
	成人看護	市瀬 孝道	吉留 厚子	草間 朋子	夜間	.....nhs.ac.jp

D2:平成16年度進学・入学 博士課程学生の名簿および指導教員						
	居室	指導教員	副指導教員	副指導教員	出席形態	メールアドレス
	看護アセス	市瀬 孝道	安部 真佐子	草間 朋子	夜間	.....ac.jp
	母性助産	宮崎 文子	甲斐 倫明	草間 朋子	夜間	.....nhs.ac.jp
	国際看護	草間 朋子	桜井 礼子	藤内 美保	夜間	.....nhs.ac.jp

注1)2005年4月20日の研究科委員会で承認

(出典 学内ウェブ)

## 【分析結果とその根拠理由】

複数指導教員体制を効果的に活用することによって、教育趣旨に沿った研究指導を行っている。

観点5-6-2： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

## 【観点に係る状況】

研究指導は、総合的な視野を広げるために、複数指導教員体制をとっている（前出資料K参照）。また、研究テーマを設定した経緯や研究計画を報告する「修士（博士）論文研究計画報告会」、研究と途中経過を報告する「修士（博士）論文中間報告会」を行っており、研究指導の状況を大学院の全教員で討論し、指導する場を設けている（前出資料J参照）。

一方、大学院生は学部の授業のTAとしての活動を通して、教育能力を高めている（前出別添資料5-15、別添資料「平成17年度学生便覧」110～111頁参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

研究指導については、複数指導教員体制と合わせて研究計画報告や中間報告会を開催し、全教員による討論の場を設けるなど、適切な取組みを行っている。

**観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。**

## 【観点に係る状況】

研究指導は、総合的な視野を広げるために、複数指導教員体制をとっている（前出資料K参照）。主指導教員は、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までのすべてのプロセスを直接指導する責任をもつ。副指導教員は主指導教員と緊密な連携をとりつつ、学位論文の作成指導にあたっている。

## 【分析結果とその根拠理由】

複数指導教員体制が、研究テーマの選定段階から学位論文を執筆し完成するまで継続することで、学位論文作成に効果的に機能している。

**観点 5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。**

## 【観点に係る状況】

成績評価基準は、大分県立看護科学大学大学院学則 16 条及び大分県立看護科学大学大学院履修規程第 9 条に規定し、修了認定基準は大分県立看護科学大学学位規程第 4 条に規定している。学生への周知は、成績評価基準、修了認定基準ともに、シラバスと学生便覧に記載し全学生に配付している。さらに、入学時オリエンテーションにて詳細を説明している（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」14～15 頁、別添資料「平成 17 年度学生便覧」49～50 頁参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育の目的に沿って、成績評価基準及び卒業認定基準を組織として策定している。学生への周知は、シラバスや学生便覧、入学時オリエンテーションの際に行っている。

**観点 5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。**

## 【観点に係る状況】

成績評価及び単位認定は大分県立看護科学大学大学院履修規程第 6 条に則り、該当科目の教員が行っている（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」14～15 頁参照）。修了認定は、大分県立看護科学大学大学院学則第 35 条に則り、研究科委員会の議を経て、学長が行っている（別添資料「平成 17 年度学生便覧」104 頁参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価、単位認定、修了認定は成績評価基準や修了認定基準に基づいて適切に実施している。

## 観点 5-7-3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

## 【観点に係る状況】

修士論文の審査体制は、大分県立看護科学大学学位規程に則り、主査1名と副主査2名からなる審査委員会を設置し、修士論文審査要領に基づき審査している(資料L, 別添資料「平成17年度学生便覧」49頁, 104頁参照)。

博士論文の審査体制は、修士課程と同様に審査委員会を設置し、博士論文審査要領を策定している(資料M参照)。ただし、学年進行中で機能はしていない。

## 資料L

**修士論文審査要領**

本学の学位規程にしたがって審査を行う。

**1. 審査委員会の設置**

(1) 主査1名、副主査2名とする審査委員会を12月の研究科委員会で決定する。  
 (2) 審査委員には、指導教員(主1名および副2名)は含めないとする。  
 (3) 審査委員は、研究科委員会メンバーおよび必要がある場合には学外の教員等を審査委員とする。ただし、主査は研究科委員会メンバーとする。

**2. 審査方法**

(1) 主査は、審査期間(2004年度は1月24日～2月10日)に論文審査会を開催し、修士論文の審査を行う。論文審査会は審査委員のみの出席とする。  
 (2) 論文審査会においては、20分の口頭発表後、質疑応答を30分行う。  
 (3) 論文審査会終了後に審査委員会を開催し評価を行う。  
 (4) 論文の修正などを要する場合には、その提出後に評価を行う。  
 (5) 最終試験は、論文審査会をもって当てることできる。  
 (6) 主査は、審査結果(A,B,C,Dで評価)を様式1で研究科員に提出する。  
 (7) 主査は、審査結果を2月の研究科委員会に報告する。

---

参考(大分県立看護科学大学学位規程から抜粋)

(審査委員会)  
 第6条 研究科委員会は、付託された修士論文の審査及び最終試験を行うため、研究科委員会で指名する主査1名、副主査2名の審査委員からなる審査委員会を設置する。  
 2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めた場合には、学外の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)  
 第7条 審査委員会は、修士論文の提出者に対して、審査のため必要な関係資料を提出させることができる。  
 1 修士論文の審査は、口頭又は筆答により行う。  
 2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。  
 4 修士論文の審査及び最終試験は、毎年2月末に行う。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、別の時期に定めることができる。

以上

(出典 学内ウェブ)

## 資料M

2004年6月16日大学院研究科委員会承認

**博士論文審査要領**

**博士論文提出の要件**

博士論文の審査を受けようとする者は、博士論文に関連した以下の要件を満たす原著論文2編を学術誌に投稿し、掲載または受理されていること。

(1) 査読のついた学術誌であること  
 (2) 1編は筆頭著者であること  
 (3) 1編は英文であることが望ましい

**博士論文の審査**

**1. 審査委員会の設置**

(1) 主査1名、副主査2名とする審査委員会を研究科委員会で決定する。  
 (2) 審査委員には、指導教員(主1名および副2名)は含めないこととする。  
 (3) 審査委員は、研究科委員会メンバーとし、必要がある場合には学外の審査委員を選任することとする。ただし、主査は研究科委員会メンバーとする。

**2. 審査方法**

(1) 主査は、審査期間内に論文審査会を開催し、博士論文の審査を行う。論文審査会は審査委員のみの出席とする。  
 (2) 論文審査会においては、30分の口頭発表後、30分程度の質疑応答を行う。  
 (3) 論文審査会終了後に審査委員会を開催し評価を行う。  
 (4) 論文の修正などを要する場合には、修正論文の評価を行う。  
 (5) 最終試験は、論文審査会をもって当てることできる。  
 (6) 主査は、審査結果(A,B,C,Dで評価)を様式1で研究科長に提出する。  
 (7) 主査は、審査結果を研究科委員会に報告する。

以上

(出典 学内ウェブ)

【分析結果とその根拠理由】

大分県立看護科学大学学位規程，審査要領を策定しており，審査体制は整備され，機能している。

観点5-7-4：成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保する措置としての，学生からの申立ての制度は明文化していない。

【分析結果とその根拠理由】

現状では，特別な措置は講じていない。学生が成績評価に対して申立てができることを明文化することなどを今後検討する必要がある。

<専門職大学院課程>

該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

将来を見据えた新しい試みを多数実施している点。

- (1) 看護アセスメント学や国際看護学関係の授業配置
- (2) 学生の自律性を高める総合実習の実施

【改善を要する点】

現時点では，成績評価等の正確性を担保するための組織的なシステムがない点。

(3) 基準5の自己評価の概要

<学士課程>

本学では，基礎教育（人間科学科目）と専門教育（看護学科目）が有機的に関連し，相補しながら学習が進められ，総合実習や卒業研究等の共通科目によってそれまでの学習成果を統合・確認している。授業科目は教養的な科目から，基礎科学，看護の専門科目まで多様であるが，最終的には看護学に収束し，その修学に役立つように配置している。

授業形態としては，学外の多くの施設で行う臨地実習を始め，講義，学内演習，実験，卒業研究等を取り入れている。学習形態も情報機器を必要に応じて利用しており，これらが本学の教育目標の実現を可能にしている。

シラバスは学生の自主学習に活用できるよう作成しているが、学生によるシラバスの評価は行っていない。

成績評価、単位認定、卒業認定は基準に基づいて適切に行われているが、成績評価の正確性を担保するための組織的な検証システムを講じることは、今後の課題である。

#### <大学院課程>

博士（前期）課程（修士課程）は看護職の指導的役割を担う人材の育成を主眼においた教育を行っており、博士（後期）課程（博士課程）では創造性豊かで高度な研究・教育能力を育成し、看護学教育・研究に携わる人材の育成を目指している。このために、本学では学年定員を修士課程6名、博士課程2名としている。また、各教員は研究活動と関連をもたせながら、担当科目の授業を展開し、研究指導にあたっている。本学は昼夜開講制としており、研究計画報告会や中間報告会も夜間に実施し、図書館や情報機器も夜間に利用できるように配慮している。研究指導には、総合的な視野を広げるために複数指導教員体制をとり、多面的できめ細かい指導を実施している。

成績評価、単位認定、修了認定はそれぞれの基準に基づいて行っている。学位論文については大分県立看護科学大学学位規程に基づいて審査委員会を設置・審議し、審査結果は研究科委員会の議を経て、学長が認定を行っている。

## 基準 6 教育の成果

### (1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われているか。

#### 【観点到る状況】

平成 10 年度の開学時に定めた建学の精神に則った、教育理念、具体的な教育目標 6 項目を定め、本学が養成しようとしている人材像を明示し、学生便覧に掲載している（別添資料「平成 17 年度学生便覧」1 頁参照）。教育目標達成状況の評価・検証は教授会の下に設置している運営委員会および自己評価委員会で行っている。運営委員会には、教育・実習小委員会、学生生活支援小委員会を設置し、教育目標の達成状況を踏まえて具体的な改善を行うこととしている。

教育・実習小委員会、学生生活支援小委員会および自己評価委員会の教育の成果に関する分掌範囲を以下に示す。

- 1) 教育・実習小委員会：学生の教育・実習を効果的かつ円滑に行うために教育関連の活動・研究予算（学部・大学院）の策定を行っている（別添資料「平成 16 年度年報」3 頁参照）。小委員会の活動をさらに具体的・効果的に進めるため、国家試験対策ワーキンググループ（WG）（別添資料「平成 16 年度年報」4 頁参照）、総合実習WG（別添資料「平成 16 年度年報」4 頁参照）、基礎学力向上WG（別添資料「平成 16 年度年報」4 頁参照）、実習関連WG（別添資料「平成 16 年度年報」5 頁参照）を設置し、教育目標達成状況の評価・検証も行っている。
- 2) 学生生活支援小委員会：学生が本学での生活全般を充実させることにより、効果的な教育が受けられることを目標に活動している（別添資料「平成 16 年度年報」6 頁参照）。そのための取り組みとして学生生活実態調査を行っている（別添資料「平成 15 年度年報」4 頁参照）。
- 3) 自己評価委員会：年報の編集、自己点検・評価活動、FD活動と学生による授業評価の取り組み（授業評価アンケート）、セクシャル・ハラスメント防止・対策等の活動を行っている（別添資料「平成 15 年度年報」5 頁、別添資料「平成 16 年度年報」7 頁参照）。

大学院博士（前期）課程（修士課程）についても具体的な教育目標を定め、修士課程で育成する学生像を明示し、別添資料「平成 17 年度学生便覧」89 頁参照、大学ホームページの大学院のページ（<http://www.oita-nhs.ac.jp/graduate/index.html>）に掲載している。目標の達成状況は、「研究科の管理運営に関する事項」や「教育研究に関する事項を審議」する研究科委員会が評価・検証を行っている（大学院学則第 5 条、別添資料「平成 17 年度学生便覧」97 頁参照）。博士（後期）課程（博士課程）については、学年進行中につき該当しない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部学生・大学院生が身に付けるべき学力・資質・能力や卒業生像（教育目標）については学生便覧などに明記している。教育目標の達成状況については、学士課程・大学院修士課程ともに、必要な組織体制を整備している。



観点6-1-2：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学は単位制をとっているが、実践に役立つ看護職を育成するためには学年ごとに決められた必須科目を順次履修していくことが必要であると考えており、とくに看護学実習はシラバス上に記載された単位を取得していない場合には、履修をさせないことにしている（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」137頁参照）。

本学の留年率は平成13年度以降、各年度とも2%台で（資料A参照）、ほぼ一定の割合で推移している。留年の原因は必ずしも学力不振だけではなく資料Aの値には健康上の理由で留年した者も含まれている。また本学の看護師・保健師・助産師の国家試験の合格率は、平成14年度の助産師合格率（60%）をのぞき、各年度ともに、全国平均合格率を上回っている（資料B参照）。

資料A

年度	学生数	留年学生数	留年率(%)	進級率(%)
平成13年度	251	6	2.39	97.61
平成14年度	247	7	2.83	97.17
平成15年度	250	7	2.80	97.20
平成16年度	247	5	2.02	97.98

\*備考 学生数は1年から3年までの合計数

(出典 教務学生課調べ)

資料B

		受験者	合格者	不合格者	本学合格率	全国合格率
平成13年度	看護師	68名	67名	1名	98.5	84.3
	保健師	75名	68名	7名	90.7	83.5
	助産師	9名	9名	0名	100	88.3
平成14年度	看護師	84名	83名	1名	98.8	92.6
	保健師	87名	85名	2名	97.7	91.5
	助産師	10名	6名	4名	60	89.2
平成15年度	看護師	74名	71名	3名	95.9	91.2
	保健師	72名	69名	3名	95.8	92.3
	助産師	15名	15名	0名	100	96.2
平成16年度	看護師	83名	82名	1名	98.8	91.4
	保健師	85名	78名	7名	91.8	81.5
	助産師	8名	8名	0名	100	99.7

(出典 教務学生課調べ)

卒業研究の成果は、学内で卒業研究発表会（2日間）を行い、全教員が発表会に出席し、一定の評価水準に従って合否判定を行っている。これまでに不合格判定を受けたものはいない（別添資料6-1、資料C参照）。



資料C

	卒業研究発表者数	合格者数	不合格者数
平成 13 年度	76	76	0
平成 14 年度	90	90	0
平成 15 年度	76	76	0
平成 16 年度	85	85	0

(出典 教育実習小委員会調べ)

本学では平成 16 年度までに、2 回の修士課程修了者を送りだしている。修士論文は看護系の学術雑誌などに公表するよう指導している（資料D参照）。博士課程については現在学年進行中であり、該当しない。

資料D

修士論文の公表状況		
15 年度修了者 6 名	掲載済み	2 件
	印刷中	3 件

(出典 研究科委員会調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

国家試験の合格率、進級・留年率、卒業研究合否判定結果状況、修士論文の雑誌掲載状況から、教育の成果・効果は上がっていると考えられる。

**観点 6-1-3：** 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

## 【観点到に係る状況】

開学以来、学生生活実態調査を実施し、学生の教育に対する評価などの自由記述を求めることで、学生の意見を聴取してきた。平成 15 年度の第 5 回学生生活実態調査では、大学の授業全般に対し「満足、やや満足」と感じている者が約 40%、「やや不満、不満」と感じている者が約 15%という結果が得られている（資料E参照）。この満足度は大学の授業全体に対するものであり、個々の授業に対してのものではない。本学のような単科・小規模大学の授業評価をいかに実施すべきかを自己評価委員会で検討した。平成 17 年 2 月には、授業評価アンケート項目検討のために 4 科目を対象に学生による授業評価アンケートの試行を行った（資料F参照）。試行終了後に、自己評価委員会およびアンケートの対象となった 4 科目の授業担当者間で検討会を持ち、アンケートの内容を決定した（別添資料 6-2 参照）。これを受け、平成 17 年 6 月に前期前半に終了する講義から 9 科目を対象に学生による授業評価アンケートの運用を開始した（資料G参照）。

大学院課程では、入学定員が修士課程 6 名、博士課程 2 名の少人数であり、チュートリアル形式の教育を実施している。現在、学生の意見を組織的に収集するシステムはない。今後その必要性を含めた検討が必要である。

## 資料E

9 全体的にみて、授業の満足度はどのくらいですか	1. 満足 4.4	2. やや満足 37.8	3. どちらとも言えない 41.5
	4. やや不満 13.7	5. 不満 2.6	

(出典 平成 15 年度第 5 回学生生活実態調査 調査結果)

## 資料F

(2) 自己評価委員会より、今年度の後期後半授業評価を行いたいとの提案があった。今回は教授法について評価し、本学としての、授業評価を定着させるための試行の一過程として評価することで了解された。

(出典 平成 16 年度第 10 回教授会議事録)

## 資料G

## 2) 授業評価について

- ・ 前期前半時点で 9 名の先生に授業評価アンケートを依頼して、実施して頂いた。現在集計作業中で、今週末には個人分全体の集計が終わって、結果をフィードバックできると考えている。

(出典 平成 17 年度第 3 回教授会議事録)

看護学実習（平成 15 年度学生生活実態調査）については、「かなり満足、まあ満足」ととらえている学生が約 65%、「あまり満足していない、全く満足していない」学生が約 15%だった。4 年生は全実習終了時点の調査結果であったが、「実習目標」、「看護活動の場の理解」、「コミュニケーションなど人間関係」、「社会性やマナー」などの項目について 8 割以上の学生が「かなり満足」「まあ満足」と回答しており、看護学実習に対する学生の達成感が高かったと考える（資料H参照）。

## 資料H

## IV. 実習について伺います 【1 年次生は回答不要】【設問 17 は、4 年次生のみお答えください】

		18 以外 結果の数値は%です		
16 これまでの実習全体にどの程度満足していますか	1. かなり満足 10.0	2. まあ満足 55.7	3. どちらでもない 20.4	
	4. あまり満足していない 11.4	5. 全く満足していない 2.5		
17 第 5 段階までのすべての実習を通じて、右記の項目はどの程度、学習できたと思えますか  (1) かなり学べた (2) まあ学べた (3) どちらとも言えない (4) あまり学べなかった (5) 全く学べなかった	(1) 各実習における目標	(1) 16.4	(2) 67.2	(3) 14.8 (4) 1.6 (5) 0.0
	(2) 看護活動の場の理解	(1) 37.1	(2) 53.2	(3) 8.1 (4) 1.6 (5) 0.0
	(3) 洗髪、無菌操作など基本的看護技術	(1) 12.9	(2) 51.6	(3) 27.4 (4) 6.5 (5) 1.6
	(4) コミュニケーションなど人間関係	(1) 50.0	(2) 38.7	(3) 8.1 (4) 1.6 (5) 1.6
	(5) 看護の問題発見と問題解決能力	(1) 8.1	(2) 69.4	(3) 14.5 (4) 8.1 (5) 0.0
	(6) 状況を判断する能力	(1) 6.5	(2) 56.5	(3) 30.6 (4) 4.8 (5) 1.6
	(7) 自主的・主体的に行動する能力	(1) 32.3	(2) 46.8	(3) 16.1 (4) 1.6 (5) 3.2
	(8) 社会性、マナー、態度	(1) 43.5	(2) 45.2	(3) 4.8 (4) 3.2 (5) 3.2
	(9) 既習の知識・理論と実践の	(1) 18.3	(2) 58.3	(3) 18.3 (4) 5.0 (5) 0.0
	(10) その他、学習できたこと ( )			

(出典 平成 15 年度第 5 回学生生活実態調査 調査結果)

## 【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査の結果から、全体として教育の効果はあると学生自身が判断しているといえる。授業科目別の授業評価については開始したところであり、データの蓄積と今後の適切な運用が求められる。

観点6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 【観点に係る状況】

学生の就職については、就職対策委員会を設置し、就職ガイダンスの開催、学生の個別相談などを通して学生の支援を行っている（自己評価書62～63頁、基準7観点7-3-1参照）。卒業生の就職・進学志望状況の結果から、本学では、毎年100%近くの卒業生が進学、就職している（資料I参照）。就職先としては、取得した資格を活かした医療関係機関がほとんどである（資料J参照）。

資料I

	卒業数	進学	就職	未定	就職率
平成13年度	76名	5名	70名	1名	98.6%
平成14年度	89名	2名	85名	2名	97.6%
平成15年度	77名	3名	73名	1名	98.6%
平成16年度	85名	3名	82名	0名	100.0%

（出典 教務学生課調べ）

資料J

	就職学生数	医療機関(県内)	医療機関(県外)	行政機関	その他(企業等)
平成13年度	71名	34名(47.9%)	27名(38.0%)	6名(8.4%)	6名(8.4%)
平成14年度	87名	29名(33.3%)	47名(54.0%)	5名(5.8%)	4名(4.6%)
平成15年度	74名	33名(44.6%)	34名(46.0%)	5名(6.8%)	1名(1.4%)
平成16年度	82名	45名(54.8%)	34名(41.8%)	2名(2.4%)	1名(1.2%)

（出典 教務学生課調べ）

修士課程修了生の卒業後の進路を、資料Kに示す。本学では平成16年度までに2回の修士課程修了者を送り出した。それぞれの修了生が各自の専門性を活かした進路に進んでいる。博士課程については現在学年進行中であり、該当しない。

## 資料K

平成15年度	博士課程進学	2名
	大学教員	1名
	専門学校教員	2名
	養護教員	1名
		計 6名
平成16年度	博士課程進学	2名
	保健所保健師	1名
	健診センター看護師	1名

(出典 研究科委員会調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

卒業生のほとんどが看護職（看護師・助産師・保健師）として医療機関に就職し、修士課程の修了生も各自の専門に応じた進路を達成していることから、教育の成果や効果が上がっている。

**観点6-1-5：** 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取り組みを実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 【観点到に係る状況】

本学では、平成17年3月に4回目の卒業生を送りだしたところである。就職対策委員会では、学生が就職している主要病院に求人依頼をかねた卒業生の活動状況についての聞き取りを行い、教授会で報告をしている（資料L、資料M参照）。就職先での本学の卒業生の評価はおおむね高いものである。また、第1回卒業生を対象に卒業3か月時点における看護師の看護基本技術の実践能力を調査し、その結果を公表している（別添資料6-3参照）。その結果、本学卒業生の卒業3か月時点の、看護基本技術項目（文部科学省から示された学習項目87項目）の実践能力は教員の期待よりも低く、日常生活援助のいくつかは自信を持って確実にできるまでに至っていないことが示された。この結果を受けて、本学では、3段階の看護技術チェックのシステムを取り入れており、このシステムを常に改善し、学生の看護技術力のアップにつなげることとしている（別添資料6-4参照）。

卒業生や就職先を対象にした組織的な意見の収集・分析が今後必要である。

大学院修士課程に関しては、学年定員が6名の少人数教育を行っている。これまで就職先の関係者から意見を聴取するなどの組織的な取り組みは行っていない。大学院博士課程については現在学年進行中であり、該当しない。

## 資料L

- (10) 就職対策委員会（影山）  
1) 就職先における卒業生の就業ぶりは好評である。

(出典 平成15年度第3回定例教授会議事録)

## 資料M

・平成17年の主要病院からの聞き取り結果（就職対策委員宮崎，訪問時）からは，現在のところ，本学卒業生の医療過誤等の報告はない。よい面の評価として，2つの病院から「本学の卒業生は，とても患者さんに優しい。しかし，その優しさを引き出す環境が病院に十分ないのが残念である」という声が聞かれた。

（出典 平成17年度第3回定例教授会議事録）

## 【分析結果とその根拠理由】

卒業生や就職先等の関係者を対象にした意見の聴取を行っているが，定期的には実施しているものではない。今後検討が必要である。聴取した意見を集約し，教育の成果や効果を定期的に判断する体制を整備する必要がある。

## （2）優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

留年率が低い点。学部学生の国家試験（看護師・保健師・助産師）合格率，就職率，進級率が高い点。

## 【改善を要する点】

教育成果に関して，卒業生・進路先や就職先に対して組織的に調査を行い，その成果や効果を総合的に評価する体制が整備されていない点。

## （3）基準6の自己評価の概要

本学では，本学の教育目標と，学部学生，大学院生が身につけるべき学力・資質・能力を学生便覧や大学ホームページ上に明記している。教育目標の達成状況を確認するために，教育・実習小委員会，研究科委員会，就職対策委員会，自己評価委員会，学生生活支援小委員会などを中心に組織的な活動を展開している。

看護師・保健師・助産師の国家試験の合格率は，開学以降全国水準を上回る水準で推移している。進級率も97%以上を維持している。卒業研究に関しては学生教員全員が参加する2日間にわたる発表会を開催し，全教員による合否判定審査を行っている。修士論文は看護系の学術雑誌などに公表するよう指導している。

学生を対象にした調査の結果，本学の授業に対し，満足している学生は約40%，不満を感じている者が約15%だった。看護学実習については，満足している学生が約65%，満足していない学生が約15%だった。全実習を終了した4年次生を対象にした看護学実習に対する調査では，「実習目標」，「看護活動の場の理解」，「コミュニケーションなど人間関係」などの項目について8割以上学生が達成感を感じていた。個別の授業を対象にした学生による授業評価アンケートについてはその運用を開始したところであり，今後の適切な運用，データの蓄積と評価結果の活用が求められている状況である。

卒業生の大半は看護職（看護師・助産師・保健師）として医療機関に就職している。修士課程修了生も各自の専門領域に直結した進路を選択している。

本学は4回目の卒業生を送りだしたばかりの段階である。卒業生や一部の就職先の関係機関を対象とした調査を進めてきた。今後は卒業生や就職機関の関係者から，より組織的に意見を聴取し，教育の成果を総合的に判断する体制を整備する必要がある。修士課程修了生に関しては，4割の学生が博士課程に進学し，それ以外の学生も大学の共同研究員などになっていることから，就職先の関係者から教育成果についての意見を聴取するなどの取り組みは行っていない。

## 基準 7 学生支援等

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 7-1-1： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学においては卒業要件の単位数は133単位で、うち122単位は必修であるため、選択科目は人間科学科目に関連した11単位である。授業科目の選択に関するガイダンスが必要な授業科目は、人間科学科目に関する選択科目と助産師国家試験受験資格を得るための助産学科目（7科目 12単位）に関してである（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」19頁参照）。「人間科学科目」の選択科目の履修については、新入生オリエンテーション（別添資料7-1参照）において、選択科目の履修において満たすべき条件（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」6～7頁参照）を解説し、具体的にはシラバスを参照して履修を決定するよう指導している。助産師国家試験受験資格のための科目群の履修にあたっては、3年次生に対する年度初めのオリエンテーションにおいて、履修にあたっての心構えや履修の具体的な手順等を解説している（別添資料7-2参照）。特に助産学実習の選択は10名に限られること、選択のための選考試験があること、1,2年次の成績が関係することを新入生のオリエンテーションで説明している。また、履修を正式に決定する前に、助産学概論を2回（別添資料「平成17年度 SYLLABUS」106頁参照）開講し、科目の難易度、履修に伴う時間的制約などの情報を知った上で、学生の意思決定ができるように配慮している。なお、これらに関して、学生からのニーズや満足度を定量的に評価することは行っていない。大学院博士（前期）課程（修士課程）、博士（後期）課程（博士課程）ともに新入大学院生に対するオリエンテーションを実施し（別添資料7-3参照）、カリキュラムの概要と履修関係についてシラバス（別添資料「平成17年度 SYLLABUS（大学院授業ガイド）」）を用いて解説し、指導教員と相談して履修決定するよう指導している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生に対してのガイダンスは適切に実施されていると判断している。ただし、ガイダンスに対する学生のニーズ、効果と満足度は調査されておらず、今後の課題である。

**観点 7-1-2： 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学では、学年間の少数学生と1～2名の教員からなるコンタクトグループ（別添資料「17年度学生便覧」21頁、別添資料7-4参照）を設けており、当該教員が学生の学習や生活相談、助言等を行っている。また、保健室（自己評価書62頁、観点7-3-1参照）と教務学生課も、学業の問題の相談窓口（別添資料「平成17年度学生便覧」21頁）となっている。これに加え、平成17年度より担任制を1～3学年次生（各学年に担任と副担任をそれぞれ1名）に対して導入している。導入に関しては、学生生活支援小委員会（運営委員会に付属した小委員会）で具体的対応などを検討し（別添資料7-5参照）、運営委員会において報告（別添資料7-6参照）している。平成17年度学生便覧には担任制に関する記載がないため、4月のオリエンテーション時に導入の趣旨を学生部長が口頭で説明した。4学年次は、卒業研究で所属する各研究室の教員が学習・生活相談、進路指導、その他助言を行うことになっており、学生には、卒業研究のための資料（別添資料7-7参照）にこれらを記載し、配布している。

本学では、学生とコンタクトグループの教員や担任との相談は、電子メールによってできる体制をとっている。各授業科目の教員との学習相談は、学生が授業時間外に直接教員の研究室を訪れて指導を受ける体制をとっているが、オフィスアワーは設定していない。本学は定員 340 名に対し、教員 60 名、教務学生課職員 5 名、保健室保健師 1 名と多数の教職員を配置しており、比較的きめ細かく様々な学生支援の実施が可能である。大学院生に対しては主指導教員 1 名、副指導教員 2 名が指導に当たる体制をとっており研究指導、進路指導、その他助言を行っている。

コンタクトグループ教員、学年担任や卒業研究指導教員、大学院指導教員による学習・研究・生活相談を行う体制は整備しているものの、相談件数や相談状況、メール相談の活用状況等の調査は行っていないので、これらの体制がどの程度活用されているのかについての実態は把握できていない。また、各授業科目の教員との学習相談は個人レベルでは行われているが、組織レベルでのニーズや満足度に関しては把握していない。学生の個別相談に関しては学生のプライバシーを確保しつつ、教員との学習・生活相談状況、学生の満足度などを把握する調査を行う必要がある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生数と職員数の比から判断しても、比較的きめ細かい学生支援が実施されていると判断される。ただし、現時点では、オフィスアワーを設定していないので、教員の時間的な都合により指導を受けられない場合もある。今後、オフィスアワーを設けて、学年担任や各授業科目の教員との学習相談体制を整備する必要がある。

#### 観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学では開学以来、学生生活支援小委員会とサポートグループによって学生生活実態調査を実施している。調査票の中に授業と看護実習についての項目を設けている。本学のカリキュラムの構成や問題点、学生のカリキュラム消化度、講義の理解度、授業に対する不満や問題点、実習に関しては理解・修得度、さらに実習に対する要望・希望の自由記載欄を設けて実施している。これら調査結果（別添資料 7-8 参照）を踏まえて、平成 13 年度では学生のニーズに適したカリキュラム改正を教育・実習小委員会において行い（別添資料 7-9 参照）、平成 14 年度から新カリキュラムを実施した（新カリキュラムは別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」6-7 頁、旧カリキュラムは別添資料 7-10 参照）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

学業全般に関する学生の要望、ニーズ等はこれまで行われてきた学生生活実態調査によって把握している。

#### 観点 7-1-4： 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

#### 観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-1: 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自主的学習環境として、情報処理教室、メディアセンター、演習室、スタディールームなどを整備している。情報処理教室は8時～22時まで開放し、パソコン、プリンタを設置している。メディアセンターにもパソコン、プリンタ、スキャナを設置している。演習室は学生のグループ討議などにも利用されている。図書館は20時まで開館している。学生便覧の「施設・設備」（別添資料「平成17年度学生便覧」113～119頁）に施設設備の利用案内を記載し、各部屋にも利用案内を掲示している。情報処理教室やメディアセンターは特別な手続きを必要としないで自由に利用できるのによく利用されている。また、県立病院に隣接して実習センター（約1,000㎡）があり、学生用にパソコン、プリンタ、コピー機も設置している。また、カンファレンス室が10室あり、学生は実習終了後のグループ討議に利用している。実習センターにも看護技術の練習用にモデル人形、種々のケア物品を整備しており、学生は実習期間中に看護技術の再チェックが必要と自己判断した場合に利用している（資料A参照）。実習センターなどの利用方法を記載した実習ガイドブック（別添資料7-11参照）は毎年更新し、全学生に配布している。平成15年度の学生生活実態調査で学内の教育施設に満足しているものは81.9%であった。

資料A

病棟ケア物品 <使用届け>					※二重線以下は小児病棟用ケア物品
品目	品名	定数	借用数	借用物品 No.	
血圧計	卓上水銀血圧計	19	1	15	1. 借用者 届出日: 平成17年 5月 3日 実習名: 30名実習 学生代表者: [ ] 教員名: [ ]
2人用聴診器	2人用聴診器	5			
ペンライト	医療用ペンライト KH1992	20			
	一般用ペンライト	40			
瞳孔計	瞳孔計	10			2. 借用先 病棟名: 9東 借用予定期間: 1/31 ~ 2/10
角度計	角度計	2			
ストップウォッチ	ストップウォッチ	10			
清拭セット	湯温計しろくまん	1			
(第2倉庫)	ステンレス洗面器(手浴用)	1			3. 確認 (返却・片付け) 返却日: 平成17年 2月 10日 学生代表者: [ ] 教員名: [ ]
	ステンレス洗面器(足浴用)	1			
	ステンレスピッチャー大	4			
	ステンレスピッチャー小	3			4. 備考欄
電子体温計	電子体温計 MC-PROVE TYPE1	10			
血圧計	卓上水銀血圧計	7			
	マンシエット(乳幼児用)	2			
	マンシエット(小児用)	2			
	小児用ダブルスコープ	10			
清拭セット (第2倉庫)	ベビーバケツ(入浴セット内)	1			
	洗面器深型36cm	2			
	舟形湯温計(入浴セット内)	1			
	ステンレスピッチャー中	2			
ワゴン(第2倉庫)	器械台 600*400*800 500R	1			
粘着カーペットク リーナー(第2倉 庫)	粘着カーペットク リーナー	10			
	スベアテープ				

(出典 実習センター 病棟ケア物品使用届)

【分析結果とその根拠理由】

自主的学習を支援する環境は充実している。学生の評価も満足度が高い。

観点 7-2-2: 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。



## 【観点に係る状況】

平成17年6月現在、体育系5、文科系8の計13サークルが活動し、活動資金は自治会が交付している（資料B、資料C参照）。サークル室を交流棟3階に整備しており、学内で施設を利用する場合は所定の書式で申請を行うことにより、ほぼ全面的な施設活用が認められている。自治会活動に対する支援としては、自治会室を交流棟2階に整備し、活動資金は入学時に徴収される自治会費に加えて、後援会が交付金として援助している（資料D参照）。

## 資料B サークル一覧

## 体育系

サークル名	設立年度	変更・解散(年度)	平成16年度会員数	近年の活動概要
テニスサークル	H10		13	夏合宿、九州・山口コメディカル大会出場
自由課題研究会「喜楽部」	H10	名称変更(H15) Do it yourself!!	41	見学会等
バドミントン部	H10		59	体育館での練習、地区大会への出場
トレーニングサークル	H12		7	健康増進室を活用したトレーニング、親睦会
ナースベーター	H12		36	フットサル、週2回の練習、地区大会出場

## 文科系

サークル名	設立年度	変更・解散(年度)	平成16年度会員数	近年の活動概要
E S S	H11		2	言語学研究室教員との英会話等
茶道部（表千家）	H11		5	月2回の稽古、若葉祭でのお茶会
花嫁修業	H12		11	料理などの家事を楽しむ
裏千家茶道部	H12		4	週1回の稽古、若葉祭でのお茶会
Smile of Muse(芸術文化探求倶楽部)	H12		35	史跡探訪、美術展鑑賞、ワイン会など
神経難病研究会	H12		15	ボランティア活動
かぼすの会	H14		18	医療・福祉に関する学習会、他大学との交流
おおいた国際保健ネットワーク	H15		30	2ヶ月に1回の学習会等

(出典 教務学生課調べ)

## 資料C 過去5年間のサークル補助（交付金）

サークル名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
テニス	17,000	30,000	50,000	38,200	50,000
バドミントン	20,000	30,000	20,000	28,200	28,000
トレーニング	3,000	30,000	10,000	13,200	10,000
ナースベーター	50,000	30,000	50,000	33,200	40,000
E S S	20,000	30,000	10,000	13,200	13,000
表千家茶道	80,000	30,000	50,000	33,200	32,000
裏千家茶道	45,000	30,000	40,000	29,200	29,300
Smile of Muse	33,000	30,000	30,000	33,200	30,000
かぼすの会				33,200	20,000
神経難病研究会		30,000	30,000	23,200	20,000
おおいた国際保健ネットワーク				38,200	38,000
花嫁修業	30,000	30,000	10,000	13,200	20,000
自由課題研究会「喜楽部」	15,000	30,000	20,000	29,200	35,000
バレーボール	25,000	20,000	20,000	28,200	
計	338,000	350,000	340,000	386,800	365,300

(出典 教務学生課調べ)

## 資料D 自治会の収入

費目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
自治会費	1,670,000	1,660,000	1,640,000	1,620,000	1,700,000
後援会交付金					
新人歓迎会	280,000	213,000	250,000	250,000	250,000
サークル補助金	300,000	300,000	250,000	250,000	250,000
若葉祭補助金	1,000,000	700,000	700,000	700,000	700,000

(出典 教務学生課調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

サークル活動、自治会活動のいずれにおいても、教員の関与や施設の整備など、必要と考えられる支援体制は整っている。

**観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。**

## 【観点に係る状況】

保健室（学生相談室）に保健師（非常勤）1名を配置し、学生の健康相談、生活相談や各種ハラスメントの相談に応じている（別添資料「平成17年度学生便覧」21頁参照）。保健師が受けた相談は、プライバシーに配慮しつつ進路相談・休学・留年・交通事故などの内容により教務学生課長・学生部長に報告しており、必要なフォローや助言を行っている。なお、相談内容は必要に応じ、学生部長―学部長―学長に報告され、問題解決のための組織決定が行われる。また、生活相談等で得られた生活管理上の問題や学生全般に係る事項は、学生生活支援小委員会に報告して協議している。学校医は近医を委嘱（別添資料7-12参照）しており、健診等の基準作成や事後指導・体調不良学生への対応等で緊密な連携を保っている。学生の相談、健康状況に関するデータや資料は、個別のファイルで管理している。学生相談の学生への周知は、学生便覧（別添資料「平成17年度学生便覧」20頁参照）の中で健康管理や学生相談に関して保健室及び教務学生課の電話番号や時間等を掲載し、入学時オリエンテーション時にも説明している。保健室に直接来室しにくい学生には携帯電話や電子メールでの利用も促すための番号を学生便覧（別添資料「平成17年度学生便覧」21頁参照）に掲載するなど配慮している（資料E～G、別添資料7-13参照）。

## 資料E 保健室来室状況

年度	人 数			来 室 目 的						
	初回	再来	合計	処置	休養	健康相談	薬	医療機関 紹介	計測	その他
H 1 4	264	730	994	119	120	196	182	18	456	2
H 1 5	339	834	1,173	164	67	474	187	79	95	260
H 1 6	343	753	1,096	192	68	476	214	122	166	198

※ 健康相談件数には定期健診の結果説明及び保健指導が計上されている。

## 資料F 平成16年度 相談内容の内訳 (複数計上)

	心身の問題	友人関係	進路	学業	就職	異性	その他	計
延件数	205	18	13	11	7	1	18	273
割合 (%)	75.1	6.6	4.8	4.0	2.6	0.3	6.6	100.0

## 資料G フォローの必要な相談件数

年度	初回相談件数	延べ相談件数
H 1 4	20	48
H 1 5	46	61
H 1 6	36	70

(資料E～Gは、各年度の保健室年報より作成)

就職相談については、就職対策委員をはじめ教職員(卒論研究室教員)が就職・進路の相談に応じている。就職情報コーナーの設置(本学交流棟2階)、年2回の就職ガイダンス説明会や就職模擬面接を実施している(別添資料7-14参照)。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の健康管理面の運営は十分機能している。学生相談(健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメント)に関する相談・助言体制は整備され機能している。

観点7-3-2: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。)への生活支援等が適切に行われているか。

該当なし

観点7-3-3: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

## 【観点に係る状況】

これまで行ってきた学生生活実態調査の結果から、生活支援に関する学生の要望を検討している(前出別添資料7-8, 別添資料7-15参照)。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズ把握のため学生生活実態調査を定期的を実施して、学生のニーズを把握している。

観点7-3-4：学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

## 【観点に係る状況】

## 1) 奨学金による経済的支援

日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金の状況は資料H、資料Iのとおりである。

日本学生支援機構の奨学金が交付されるまでの期間（4月から6月）は日本学生支援機構大分支部が行う学徒援護資金短期貸付制度が活用でき、学生が年度当初から経済的な問題で困窮しないように配慮している。

## 資料H 日本学生支援機構奨学金

	学 部														
	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
一 般	21	19	90%	19	15	79%	17	17	100%	26	26	100%	30	27	90%
予約緊急	8	8	100%	21	21	100%	25	25	100%	19	19	100%	22	22	100%
計	29	27	93%	40	36	90%	42	42	100%	45	45	100%	52	49	94%

	大学院		
	平成16年度		
	申請	採択	採択率
一 般	1	1	100%
予約緊急	0	0	0
計	1	1	100%

## 資料I その他の奨学金

	学 部					大学院
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成16年度
採択数	17	32	37	42	44	0

(資料H, Iは教務学生課調べ)

## 2) 授業料減免による経済的支援

生活保護家庭または生活困窮者に対する授業料減免の制度内容、減免実績等は資料J、資料Kのとおりである。

## 資料J 制度内容

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
授業料(年額)	478,800円	478,800円	496,800円	496,800円	520,800円
制度内容	(対象者) ①天災その他不慮の災害により、家計困難となった学生 ②生活保護家庭の学生 ③母子家庭で家計困難な学生 (減免額) 免除額の種類は全額(前期・後期)及び半額(後期)				

## 資料K 実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
採択人数	8	5	11	7	10

(資料J, Kは総務課調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

奨学金及び授業料減免の制度を整備し、機能している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

該当なし

## 【改善を要する点】

現時点では相談体制にオフィスアワーが存在しない。今後、オフィスアワーを設けて各授業科目の教員との学習相談体制を整備する必要がある。

## (3) 基準7の自己評価の概要

履修指導は、教務小委員会が新学期オリエンテーション時に学部の全学年と大学院の新入学生に対してカリキュラムの概要と履修関係についてシラバスを用いて十分に説明し、また、選択科目の履修についても解説し自己判断に基づいて履修を決定できるように指導している。

学習相談や助言に関しては、学年間の少数学生と教員(1~2名)からなるコンタクトグループの当該教員、1学年~3学年は各学年担任、4学年は卒業研究の指導教員が相談に応じている。各授業科目の教員との学習相談は、学生が授業時間外に直接教員の研究室を訪れて指導を受ける形式をとっている。大学院生に関しては、主指導教員1名、副指導教員2名が研究指導、進路指導、その他助言を行っている。本大学では、現時点では相談体制にオフィスアワーを設けていないため、導入に向け、今後検討する予定である。一般的な学習に対する満足度や学習ニー

ズに関しては、開学以来行われて来た学生生活実態調査により把握できているものと判断する。

自主的学習支援として、演習室、情報処理教室、メディアセンターの他、図書館にはスタディールームを整備しており、学生は自主学習や自由討論、設置パソコンを自由に活用できる環境にある。また、大分県立病院の敷地内に設置した実習センターにカンファレンス室や自主練習用に実習器材を整備しており、実習期間中に自由に活用できる。学生の課外活動拠点として「交流棟」に自治会室やサークル室を整備しており、13サークルが自治会の補助金を受けて活動している。自治会は後援会より資金援助を得て活動している。

健康相談、生活相談、各種ハラスメントに関する相談は保健室（学生相談室）において、保健師1名が学生の相談に応じている。保健師が受けた相談は、プライバシーに配慮しつつ内容により教務学生課長・学生部長に報告し、必要なフォローや助言を行っている。重要問題は学部長一学長に報告し、問題解決のための機関決定が行われる。就職相談は就職対策委員をはじめ卒論研究室教員が就職・進路の相談に応じている。就職情報コーナーの設置、就職ガイダンスや就職模擬面接を実施している。

経済的支援としては日本学生支援機構奨学金、大分県奨学会奨学金、その他の地方公共団体の奨学金など、本学教務学生課が把握しているもの全てを学生に情報提供している。生活保護家庭、生活困窮者に対する授業料減免制度を取り入れ適用している。

## 基準 8 施設・設備

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 8-1-1：** 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学の校地面積及び校舎面積は、それぞれ 78,860 及び 16,992 m<sup>2</sup>（別添資料「平成 17 年度大分県立看護科学大学概要」2 頁参照）である。また、各施設・設備の整備状況は別添資料 8-1、別添資料 8-2 のとおりである。これらの施設を利用する場合には、教職員は学内ウェブにより自由に予約を行うことができ、学生は教務学生課を通じて予約することができる（「平成 17 年度学生便覧」27～31 頁参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、校地面積 78,860m<sup>2</sup>で大学設置基準第 37 条に規定する 35,800 m<sup>2</sup>に比して 2 倍以上の広さであり、また、校舎面積についても 16,992 m<sup>2</sup>と大学設置基準第 37 条の 2 に規定する 4,749.68 m<sup>2</sup>の 3.5 倍以上の広さがある。

以上のことから、十分な施設・設備を整備しており、予約すれば教職員は自由に利用可能な状況である。

**観点 8-1-2：** 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学では、主に情報処理教育に利用するための情報処理教室、各種メディアを使用して学生が自主学習するためのメディアセンター、さらにはコンピュータを利用した英語教育のための CALL 教室を設置している。情報処理教室では、学生が自由にコンピュータを利用して、レポート作成、データ解析、インターネット利用（電子メールなど）などができる。メディアセンターでは、各種 PC、スキャナおよびビデオ・DVD 機器を揃えて、図書館のビデオ教材、DVD 教材が閲覧できる（別添資料「平成 17 年度学生便覧」27～31 頁参照）。

IT 利用においては、学生の大学メールアドレスを学生の携帯メールに転送する仕組みによって、休講補講情報、就職情報などの情報がリアルタイムに学生に直接届くネットワークを構築している（別添資料 8-3 参照）。

また、情報ネットワークについては 5 年のリース契約を締結し、機種更新も計画的に行われている。メンテナンス、セキュリティについても保守契約を締結している（別添資料 8-4 参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、情報処理教室、CALL 教室等に多くの PC を配備し、情報ネットワークを整備し、有効に活用している。

**観点 8-1-3：** 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学では、教職員に対しては学内ウェブにより利用に関する方針が明確に示されている（資料A、資料B参照）。また、学生に対しても書面（別添資料「平成17年度学生便覧」27～31頁参照）により周知している。

## 資料A

## 講演会・研修会等による施設の利用について

外部団体からの依頼等によって、本学施設を利用して講演会・研修会等を開催する場合には、地域交流・公開講座委員会が窓口になり、施設利用の可否の審査します。

## 1. 使用できる施設

講義室、演習室、会議室、講堂、体育館、グラウンド、テニスコート等  
(実習室、実験室、情報処理教室は原則として使用不可とする)

## 2. 可否の判断基準

- ・ 本学の設置目的を考慮し、本学が後援あるいは共催できるか否か。
- ・ 本学が後援あるいは共催していることを明記できるか否か。

## 3. 使用料

使用料および光熱水費は徴集しない。但し、清掃料は実費負担とする。(使用団体から本学契約清掃業者へ直接支払う。)

## 4. 手続きの流れ

## 【本学教官が講師をする場合】

- ・ 教官(講師)がサイボウズで施設利用願を提出する。  
(「施設利用願」は「旅行伺い・復命書」の一番下にあります。)
- ・ 地域交流・公開講座委員会で審査し、審査結果を教官に通知する。
- ・ 後援あるいは共催が可の場合は、総務課から当該団体に「後援、共催依頼文書」の提出を要請する。不可の場合は、教官が当該団体に審査結果を連絡する。
- ・ 後援あるいは共催の場合は、教官がサイボウズで施設の予約をする。

## 【本学教官が講師をしない場合】

- ・ 連絡を受けた委員がサイボウズで施設利用願を提出する。
- ・ 地域交流・公開講座委員会で審査し、審査結果を総務課に通知する。
- ・ 後援あるいは共催が可の場合は、総務課から当該団体に「後援、共催依頼文書」の提出を要請する。不可の場合は、総務課が当該団体に審査結果を連絡する。
- ・ 後援あるいは共催の場合は、委員会がサイボウズで施設の予約をする。

## 5. 適用外

- ・ 本学教官が主催する研究会、シンポジウム等は適用外とし、総務課備付けの「施設使用簿」に記入すればよい。
- ・ 本学が後援あるいは共催とならない学外者の施設利用については適用外とし、「県立看護科学大学施設の学外者使用許可基準」によるものとし、総務課が窓口となる。

(出典 大学ホームページの該当箇所)

## 資料B

## 健康科学実験室の使用規定

1. 健康科学実験室は、本来健康科学実験並びに学生教育・実習のための実験施設であるが、看護研究等必要に応じて使用を許可するものとする。
2. 使用に際しては、あらかじめ下記担当者に許可を得ること。
  - 第一実験室・・・生体科学研究室 助手 石塚
  - 第二実験室・・・生体反応学研究室 助手 定金
 \*各担当者は使用簿に記録し、使用に際し重複等がないよう管理する。
3. 担当者は、使用できる実験スペース、使用機器等の指示を行うこと。  
なお、各実験系研究室が所有する測定機器等の使用に関しては、各研究室の代表者とあらかじめ協議すること。特に、機器の使用に関して指導が必要な場合は時間に余裕を持って協議すること。  
(卒論研究等で使用機器が重なる場合がある。)
4. 実験が終了した時点で後片付けを行い、担当者にその旨を報告すること。

(出典 平成16年1月21日 教授会決定)



## 【分析結果とその根拠理由】

教職員に対しては、学内ウェブにより周知している。また、学生に対しても毎年配布される学生便覧により周知している。

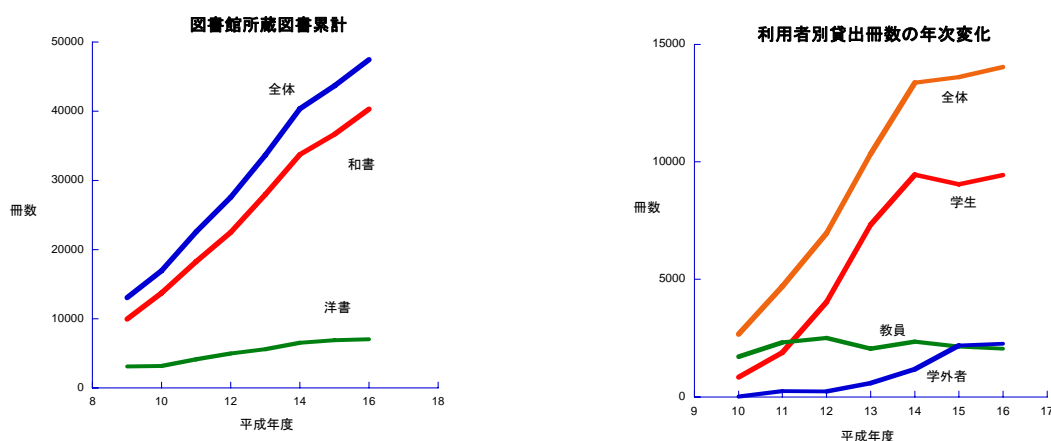
**観点 8-2-1：** 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

## 【観点に係る状況】

図書（和書、洋書）は、資料Cに示すように、平成 10 年の開学前から毎年の選書作業によって本学の教育研究にふさわしい図書を整備している。すべての教員が自分の担当科目にあった図書を選ぶ作業に参加することで、教育研究上必要な図書を系統的に整備している。視聴覚資料は、平成 17 年 3 月現在、1,651 本であり、ビデオ・DVD を用いたメディア教育に利用している。雑誌は、医療・保健・福祉分野で広く購読されている共通性の高い雑誌を中心に選定し、和雑誌 123 誌、洋雑誌 60 誌を購読している。

利用者別の貸出冊数の年次変化は、資料Cのとおりである。平成 16 年度は 14,030 冊が貸し出され、学生一人当たりの貸出冊数は 30 冊であった。本学の特徴から、関連する大学や専門学校の学生が利用する件数も年々増加傾向にあり、平成 16 年度は 2,267 人の学外者の利用があった。

資料C



(出典 図書館調べ)

## 【分析結果とその根拠理由】

必要な図書等が系統的に整備され有効に利用されている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の施設は、校地・校舎ともに認可定員に対して充実したものであり、施設の利用も容易であり有効に活用されている点。

整備された情報ネットワークにより、教職員、学生にリアルタイムで情報が伝達されている点。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地面積、校舎面積は大学設置基準を大幅に上回っており、教育課程に対応した施設・設備を有している。施設・設備の利用についても、教職員は学内ウェブ、学生は教務学生課を通じて自由に予約することが可能であり、有効活用されている。

また情報ネットワークについても、情報処理教室に加え、メディアセンター、CALL 教室等に各種 PC、関連機器を整備し、教職員・学生はリアルタイムに情報を発受信できるようになっている。

さらに、施設・設備の利用に関しては利用方針を明示し、学内ウェブ、学生便覧により教職員・学生に周知している。

図書館については、開学以来必要な図書を系統的に整備しており、学内者はもとより学外者にも有効に利用されている。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点到係る状況】

本学学士課程では、毎年定期的に年報を発行している。平成 10 年度の開学から平成 14 年度までは、年報上で授業科目別に教育活動実態報告を行ってきた（別添資料「平成 14 年度年報」24～55 頁参照）。平成 15 年度からは、年報上で各科目群（研究室）別の報告を行い、大学の教育目的と対応させた研究室の教育研究の目的を明記し、それと関連づけながら教育研究活動の現状と課題、次年度の改善点を報告する形式とした（別添資料「平成 15 年度年報」18～52 頁参照）。平成 17 年度からは、授業評価アンケートの結果に基づき教育活動の現状と課題分析を年報上で行うこととなっており（資料 A 参照）、前期前半終了時点で 9 科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施した（資料 B 参照）。

#### 資料 A

- ・ 各先生方に、授業改善のために聞きたいこと・必要とされていることなどの質問項目を独自に設定して頂いて、授業アンケートを行う。アンケートの結果に基づき、年報の教育活動報告の資料を作って頂くようお願いする。

（出典 平成 17 年度第 2 回教授会議事録）

#### 資料 B

前期前半時点で 9 名の先生に授業評価アンケートを依頼して、実施して頂いた。現在集計作業中で、週末には個人分全体の集計が終わって、結果をフィードバックできると考えている。

（出典 平成 17 年度第 3 回教授会議事録）

看護学実習に関しては、年報での実施報告に加え（別添資料「平成 15 年度年報」32 頁、34～35 頁、37 頁、39 頁、41～45 頁参照）、実習終了後に実習担当研究室を中心に関係機関との間で反省会を開催し、実習の教育活動実態に関するデータ・資料を収集・蓄積している（別添資料 9-1、別添資料 9-2 参照）。また平成 15 年度から教育実習小委員会の下部組織である実習関連ワーキンググループが中心となり導入した看護基本技術修得プログラムに関しても、3 年次の第 4 段階実習前の第 1 段階の技術チェックと、卒業直前の第 3 段階の技術チェックについての結果を学内ウェブ上で公開している（別添資料 9-3、別添資料 9-4 参照）。大学院課程については、年報上で授業科目別に教育活動状況の報告を行っている（別添資料「平成 15 年度年報」52～55 頁参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学学士課程では平成 15 年度から、大学の教育目的と対応させた研究室の教育目的を明記し、それと関連づけながら研究室単位で教育活動の現状と課題、次年度の改善点を報告する形をとっている。看護学実習の活動実態は実習担当研究室が収集・蓄積し、看護基本技術修得プログラムの実施状況については、実習関連ワーキンググループが資料を収集・蓄積している。大学院課程では、年報上で教育活動状況の報告を行っている。

教育状況の活動実態を示すデータや資料を適切に収集・蓄積している。

**観点 9-1-2：** 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

**【観点に係る状況】**

平成 10 年度の開学以降、学生生活支援小委員会が学生生活実態調査を実施し（別添資料「平成 15 年度年報」4 頁参照）、学生の授業やカリキュラムの満足度、学習環境評価、大学への要望についての調査報告を行っている（別添資料 9-5 参照）。

個別の授業毎の授業評価については、自己評価委員会が平成 17 年 2 月に、アンケートの質問項目、実施形式を検討するため学生による授業評価アンケートを試行した（資料 C 参照）。集計結果を教員にフィードバックし、委員会・授業担当者間で検討会を開催した（別添資料 9-6 参照）。検討会での意見を参考に、授業評価アンケート項目などを再検討し、各教員が個別に実施する授業評価アンケートを支援するシステムの運用を開始した（別添資料 9-7 参照）。教員は、結果を集計・分析し、授業の現状や改善点などを年報上で報告することとなっている（前出資料 A 参照）。平成 17 年 6 月には、前期前半で終了する科目中 9 科目を対象に新システムによる授業アンケートを実施した（前出資料 B 参照）。

大学院課程においては、博士（前期）課程（修士課程）の 1 学年の定員が 6 名、博士（後期）課程（博士課程）が 2 名と少人数教育を行っており、学士課程のようなアンケート調査は行っていない。論文の指導にあたる 3 名の指導教員が学生の意見を聴取している（自己評価書 46 頁 基準 5 資料 K 参照）。

**資料 C**

(2) 自己評価委員会より、今年度の後期後半授業評価を行いたいとの提案があった。  
今回は教授法について評価し、本学としての、授業評価を定着させるための試行の一過程として評価することで了解された。

（出典 平成 16 年度第 10 回教授会議事録）

**【分析結果とその根拠理由】**

学生の満足度・学習環境・施設利用実態調査は、学生生活実態調査を通して意見の聴取が継続的に行われ、自己点検・評価に適切な形で反映されている。学生による授業評価に関しては、教育の状況に関する自己点検・評価に反映させるためのシステムを検討し、その運用を開始した段階である。大学院課程では少人数教育を行っており、論文指導を行う 3 名の指導教員が学生の意見を聴取している。

**観点 9-1-3：** 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

**【観点に係る状況】**

卒業後 3 か月の本学卒業の看護職者（平成 14 年度 3 月卒業）と 3 年次生を対象に、看護基本技術の実践能力の実態について調査し、卒業直前に学生の到達度を確認することの重要性が指摘されている（資料 D 参照）。

また本学卒業生や大卒者が多く在籍する医療施設の看護部長等を対象に、卒業時までには修得して欲しい看護基本技術についての調査を行い、大学教育では少なくとも生活援助などの基本的技術のより確実な修得を目指すべきであるとする結果も公表している(資料E参照)。

資料D

**考察**

**卒業までに自立または指導の下で実施できる技術**

本調査結果を通し、大学の看護技術教育のなかで、卒業までに身につけるべき技術の到達目標を再検討し徹底することの必要性を改めて痛感した。卒業直前に学生の到達度を確認して送り出すことが重要である。新卒看護師では、多くの看護基本技術は、卒後3か月時点で自立して実践できるようになっており、卒業後に実践現場で必要性が高かったものと考えられる。

本調査をもとに、卒業までに「自立して実施できる技術」および「指導のもとで実施できる技術」について考えてみる。

(出典 看護教育, 第44巻9号, 「大学における看護基本技術のあり方」, 藤内他, 792頁)

資料E

(新卒看護師に)「自立できる」レベルを要求される項目は、日常生活援助技術や症状・生体機能技術に関する項目であり、これらの項目においては、学内実習や臨地実習において、確実な実施ができるように繰り返し経験させることが必要であろう。.....大学教育は少なくとも生活援助などの基本的技術のより確実な修得を目指して行われることが必要となる。

(出典 看護展望, 印刷中, 「看護基本技術教育に関する検討ー医療現場が新卒看護師に期待する卒業時の実践能力ー」, 伊東他)。

看護学実習に関しては、各段階の実習担当研究室を中心に実習受け入れ機関との間で反省会を開催し、実習の活動実態に関するデータの収集、課題の分析を行い(前出別添資料9-1, 前出別添資料9-2参照)、その概略を年報で報告している(別添資料「平成15年度年報」32, 34~35, 37, 39, 41~45頁参照)。

修士課程修了生の終了後の進路を、資料Fに示す。本学では平成16年度までに2回の修士課程修了者を送り出した。修了者が少ないため(4割の学生は博士課程に進学)、就職先の関係者等から意見を聴取するための組織的な取り組みは行っていない。博士課程については現在学年進行中であり、該当しない。

資料F

平成15年度	博士課程進学	2名
	大学教員	1名
	専門学校教員	2名
	養護教員	1名
	計	6名
平成16年度	博士課程進学	2名
	保健所保健師	1名
	健診センター看護師	1名
	計	4名

(出典 研究科委員会調べ)

【分析結果とその根拠理由】

本学学士課程においては、学生の主な就職先である医療機関関係者、実習受け入れ機関、卒業生を対象とした意見の聴取・情報の収集・分析・公表を行っており、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されている。大学院修士課程においては、修了生のほとんどが大学に籍を置いて研究を続けているため、学外関係者の意見の組織的収集は行っていない。

観点 9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成 14 年度に文部科学省から出された「看護教育の在り方に関する検討会」の報告、本学卒業の看護職者と 3 年次生（資料 G 参照）への調査結果に基づき、看護職者の教育・養成において重要度の高い看護基本技術向上のため、運営委員会の下部組織である教育・実習小委員会内の実習関連ワーキンググループが中心となり、3 年次から卒業までの 2 年間で 3 段階の技術チェックを受ける看護基本技術修得プログラムを構築し、運用している（別添資料「平成 16 年度年報」5 頁参照）。

資料 G

表 1 3 年次生における看護基本技術の実践能力 (N=62)

分類	4.0~3.5点		3.5~3.0点		3.0~2.5点		2.5~2.0点		2.0~1.5点		1.5点	
	項目	mean SD	項目	mean SD	項目	mean SD	項目	mean SD	項目	mean SD	項目	mean SD
環境調整技術			褥瘡看護	3.28 0.89								
			臥床患者のシーツ交換	3.27 0.77								
食事援助技術			食事指導	3.34 0.60	栄養状態	2.51 0.79	カロリー計算	2.34 0.77	経管栄養法(経鼻)	1.53 0.67	経管栄養法(胃置)	1.13 0.56
			オムツ交換	3.23 0.73					グリセリン浣腸	1.67 0.68	膀胱留置カテーテル法	1.41 0.62
排泄援助技術			便器介助	3.16 0.68					導尿	1.61 0.73	摘便	1.34 0.73
			尿器介助	3.10 0.72					ストマ造設者のケア	1.55 0.67	高圧浣腸	1.34 0.60
活動・休憩援助技術	車椅子の移動・移送	3.53 0.62	歩行介助	3.31 0.64	商用症候群予防(失足)	2.34 0.85						
			ストレッチャーの移動	3.23 0.73								
清潔・衣生活援助技術	足浴	3.92 0.27	除菌洗浄	3.42 0.64	入浴介助	2.77 0.69						
	全身清拭	3.76 0.43	ベッド上での洗髪	3.23 0.76								
呼吸・循環を整える技術			口腔ケア	3.16 0.83								
			臥床患者の寝衣交換	3.15 0.65								
前導管理技術			整容	3.02 0.88								
					心音聴取	2.97 0.75	酸素吸入法	2.48 0.66	一時的吸引(気管切開)	1.63 0.73	CVF測定	1.48 0.98
与薬の技術					タッピング	2.89 0.75	体位ドレナージ	2.32 0.75			人工呼吸器の管理	1.31 0.85
					呼吸音の聴取	2.82 0.65	呼吸指導法(トリフロー等)	2.13 0.94				
救命救急処置技術					ネブライザー	2.68 0.89	一時的吸引(口腔・鼻腔)	2.00 0.81				
							ガーゼ交換	2.40 0.84				
症状・生体機能管理技術	身体計測	3.92 0.28	瞳孔動径の聴取	3.21 0.73	採尿	2.66 0.87	採便	2.33 0.87	容解法	1.90 0.86	拍動吸引の管理	1.59 0.78
	パルスオキシメータ測定	3.74 0.66	血糖測定	3.10 0.93					褥瘡ケア	1.55 0.62	注射の準備(アンフルを扱う)	1.93 0.82
感染予防の技術	腕囲測定	3.72 0.52			ガウンテクニック	2.77 0.76	医療廃棄物処理	2.29 0.93	静脈内注射の介助	1.72 0.73	点滴の管理	1.38 0.73
	バイタルサインの観察	3.69 0.47			無菌操作	2.74 0.63	器具の洗浄・消毒	2.23 0.95	点滴の介助	1.64 0.78	皮下注射	1.61 0.64
安全管理技術					転倒・転落予防	2.95 0.76			筋内注射	1.58 0.59	筋内注射	1.61 0.64
									IVHの管理	1.54 0.62	眼所見の観察	1.89 1.06
安楽確保技術			薬法	3.31 0.76					心臓マッサージ	1.51 1.05	麻痺の観察	1.98 0.88
			共通する力	3.37 0.55	心理的把握	2.97 0.72			意識レベル把握(JCS,GCS)	1.93 1.03	意識レベル把握	1.49 0.81
人間関係形成の技術			コミュニケーション技術	3.13 0.59	相談にのる技術	2.95 0.72			気道確保(体位・エアウェイ)	1.79 0.82	アンビューバックの取扱い	1.25 0.77
					援助的人間関係の技術	2.92 0.68			眼所見の観察	1.89 1.06		
					意思表明の支援	2.76 0.72			ROMテスト	1.85 0.76		
					不安への対応	2.65 0.77			履帯穿刺の介助	1.73 0.79		
									採血	1.56 0.72		

(出典 看護教育, 第 44 巻 9 号, 「大学における看護基本技術に関する教育のあり方」, 藤内他, 789 頁)

看護学実習の指導に関しては、各実習担当研究室（別添資料「平成 17 年度 SYLLABUS」137~139 頁参照）が中心に実習受け入れ機関から情報の収集を行い、その結果を次年度の実習指導に反映させている（前出別添資料 9-1, 別添資料 9-8, 反映箇所は大文字のアルファベットで欄外に表記）。

大学院修士課程においては、3 名の論文指導教員が担当の院生から情報を収集し、対応が必要な事項については研究科委員会において検討している（別添資料「平成 16 年度年報」16 頁参照）。



## 【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、卒業生や外部機関からの評価結果を、教育の質の向上・改善に具体的に結び付け、教育課程を見直しその効果を検証している。大学院課程においては、研究科委員会がその任にあっている。評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムを整備し、教育課程の見直しなどの具体的な方策を講じている。

**観点 9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

## 【観点に係る状況】

学生による授業評価アンケートに関しては、平成 16 年度に試行を行い(前出資料C参照)、平成 17 年度から個々の教員が授業改善のために必要な情報を収集するシステムとして運用が開始されたところである(前出資料A参照)。平成 17 年度前期前半終了時点で、9 科目の授業担当教員が学生による授業評価アンケートを実施し、結果を各教員にフィードバックしている(前出資料B参照)。平成 17 年度より各授業担当者がアンケートの結果に基づいて教育活動状況の分析を行い、結果を年報で公表することになっている(前出資料A参照)。

## 【分析結果とその根拠理由】

講義・演習などの授業科目に関しては、授業担当者が評価主体となつて行う授業評価アンケートシステムが導入された段階であり、学生からの評価結果に基づき、各教員が教育活動を改善していくシステムの運用を開始したところである。今後このシステムを適切に運用し整備していく必要がある。

**観点 9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。**

## 【観点に係る状況】

平成 14 年 2 月に全教員を対象に、本学の改善点を明らかにする目的で、自己点検・自己評価に関する調査を行った(別添資料「平成 14 年度年報」7～8 頁参照)。平成 15 年度には、FD 活動の理解と周知を目的に「自己評価と第三者評価」についての講演会を、授業方法の改善を目的に「授業法」についての講演会を、全教員対象に実施した(別添資料「平成 15 年度年報」5 頁参照)。また「今後 FD 講演として取り上げてほしい内容」や「FD 活動についての具体的な提案」についての調査を全教員を対象に行い、結果を報告している(別添資料 9-9 参照)。平成 17 年 2 月には、全教員を対象に「本学の FD 活動の現状と課題」、「看護系大学の FD 活動の動向」、「授業評価の提案」をテーマにした FD 研修会を開催した(資料 H, 別添資料 9-10 参照)。

## 資料 H

## 3. FD について

- (1) 学内の FD 研修会を 2 月 16 日に 1 時間程度の予定で実施する。
- (2) 本学及び九州圏内の看護系大学の現状報告と授業の評価について。

(出典 平成 16 年度第 9 回自己評価委員会議事録)

新任の教職員に対するFDとしては、年度初頭に学長が、大分県立看護科学大学の教育理念・方針についての周知を目的に講義を行っている（別添資料9-11 参照）。

学生のニーズをFDに反映させる手段としては、開学以降、学生生活支援小委員会を中心に学生生活実態調査を行っている（別添資料「平成15年度年報」4頁参照）。平成17年度からは学生による授業評価アンケートの運用を開始し、教員がその結果に基づき教育活動状況や改善点などを年報上で報告することになっている（前出資料A参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員対象のニーズ調査と並行してFD活動としての講演会・研修会を進めており、組織として適切な方法でFDを推進している。学生のニーズの把握については、学生生活実態調査に加え、平成17年度から学生による授業評価アンケートシステムを立ち上げた段階である。

#### 観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

##### 【観点に係る状況】

平成15年度から年報における教育活動報告を、従来の学年別の講義内容報告から、各研究室の教育目標、教育活動の現状と課題、各科目の実施状況について報告する形に改めた（別添資料「平成15年度年報」18頁「3-4教育」参照）。このことにより研究室単位での教育目的・教育活動の現状や課題が明らかになり、各研究室の大学内における教育活動の実態のみならず、教育的位置づけも明確なものになった。

平成15年度のFD講演会「教授法」で紹介された「シャトルカード（学生の質問・意見にコメントを書いてフィードバックするためのカード：<http://cfd.cc.okayama-u.ac.jp/fd/tc/shcard.html> 参照）」（または同様のシステム）方式の導入（生体科学研究室：別添資料「平成16年度年報」26頁参照，人間関係学研究室：同33頁参照，精神看護学研究室：同60～62頁参照），研究室主体のアンケート調査（健康運動学研究室：同31頁参照，精神看護学研究室：同60頁参照），ウェブ学習システムの導入（言語学研究室：同43頁参照），複数回にわたる確認試験の導入（看護アセスメント学研究室：同49頁参照），TAの導入（看護アセスメント学研究室：同49頁参照，成人・老人看護学研究室：同50頁参照），クラスを分割し、教員当たりの受け持ち学生を減らす試み（成人・老人看護学研究室：同51頁参照）など、FDが、徐々にではあるがさまざまな試みが行われている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

年報による研究室単位の教育活動の報告，FD講演会，FD研修会を行い，その具体的成果が年報上で報告されるようになってきた。しかしながら学生による授業評価アンケートは運用を開始したばかりであり，FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いているかについての定量的な判断はできない。今後の継続的検証が必要である。

#### 観点9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

##### 【観点に係る状況】

本学ではTAを，学部学生に対して学内実習，実験及び演習等に関わる教育補助業務を行うものと位置づけて



いる（資料 I 参照）。

## 資料 I

### 大分県立看護科学大学ティーチング・アシスタント実施要領

（平成 14 年 9 月 18 日、教授会決定第 27 号）

#### （趣旨）

第 1 条 この要項は、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）においてティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を任用する場合の、必要な事項を定める。

#### （目的）

第 2 条 TA は、本学大学院の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当での支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、将来、教育・研究の指導者となるためのトレーニングの機会の提供や教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図ることを目的とする。

#### （職務内容）

第 3 条 TA は、学部学生に対する実習、実験及び演習等に係る教育補助業務を行うものとする。

（出典 大分県立看護科学大学ティーチング・アシスタント実施要項）

平成 16 年度の実績は、看護師の資格を持つ大学院生 3 名が TA として基礎看護学生生活援助論演習（各 46～50 時間）、成人老人看護学援助論 I・II の看護技術演習（各 12 時間）、小児看護学演習（各 6 時間）、学内演習の教育補助業務を行った（別添資料 9-12 参照）。TA に対しては、授業担当の研究室が中心に学内演習要項の確認や授業展開・演習内容の指導・確認を行っている（別添資料 9-13 参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

講義担当の研究室が中心に、看護師資格を持った TA に対し必要資料を用いた事前指導を行っており、資質の向上を図るための取組を適切に行っている。

## （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

卒業生や就職先の医療機関を対象とした調査結果に基づき、看護基礎技術指導のためのプログラムを作成・実施している点。

看護学実習担当研究室が中心となって実習受け入れ機関との間で反省会を実施し、次年度以降の実習指導に反映している点。

#### 【改善を要する点】

ファカルティ・ディベロップメントや授業評価の結果を教育の質の改善に結び付ける組織的な取組が不足しており、改善への取組が個々の教員や研究室の判断や努力に委ねられている点。

### (3) 基準 9 の自己評価の概要

本学学士課程では平成 15 年度以降、各研究室が大学の教育目的と対応する研究室の教育目的を明確にした上で、研究室単位の教育活動の現状と課題、各授業科目の教育活動について年報上に報告・公開している。このことによって、各研究室、各講義・演習の大学内での教育的位置づけや実際の教育活動状況が明確なものになっている。

平成 17 年度からは、各教員が教育実践の改善に必要な情報を収集するため、授業担当者自らが評価主体となる授業評価アンケートシステムを立ち上げている。アンケートの分析結果に基づいて、各教員が教育活動の現状・課題・改善点を報告するシステムを作り、その運用を開始したところであり、データに基づく教育活動報告の実施の徹底に向けて取り組んでいる段階である。

卒業生や医療機関関係者などの学外関係者の意見を積極的に聴取し、その結果を、自己点検・評価・教育課程の見直しに反映している。例えば、看護基礎技術教育に関しては、学外関係者を対象にした意見の聴取・情報の収集、問題の分析結果に基づき、学生の看護基本技術およびアセスメント能力を向上させるため、3 年次から卒業までの 2 年間で 3 段階の技術チェックを行うプログラムを作成、実施し、結果の報告を行っている。看護学実習に関しても、実習担当研究室が中心に実習受け入れ機関との間で反省会を開催し、実習の活動実態に関するデータの収集、課題の分析を行い、次年度の実習指導に反映させている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、教員のニーズを把握するための調査を行い、講演会・研修会を開催している。しかしながら、これらの活動が教育の質の改善に直接結び付いているかを検証するシステムに関しては、その運用が始まった段階であり、今後の継続的な検証が必要である。

学内で行われる看護系の実習・演習には、看護師の資格を取得している大学院生に対して、授業担当者を中心に学内演習要項や授業展開・演習内容の指導・確認を行った上で TA として採用し、学内演習の教育補助業務を行わせている。

大学院修士課程に関しては、1 名の大学院生に対して 3 名の指導教員が担当するシステムをとっており、3 名の指導教員が大学院生から情報を収集し、対応が必要な事項については研究科委員会において検討する体制をとっている。

## 基準10 財務

## (1) 観点ごとの自己評価

観点10-1-1：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本学では、運営費の一部（平成14年度が約59.5%、平成15年度が約60.2%、平成16年度が約72.2%）を自主財源（使用料手数料、その他収入）で賄っており、その他の運営費及び人件費については一般財源の繰り入れによって賄っている（資料A参照）。また、教育研究活動に必要な備品についても、開学以来整備を進めている（自己評価書67頁、観点8-1-1参照）。

## 資料A

(単位:千円)

		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
歳出	人件費	553,679	557,245	559,154	542,250	547,103	545,151
	運営費	405,871	357,620	352,583	357,604	322,901	301,169
	計	959,550	914,865	911,737	899,854	870,004	846,320
歳入	使用料手数料	204,425	198,114	211,371	201,613	209,517	204,507
	その他収入	13,071	14,798	8,525	13,584	8,281	12,826
	一般財源	742,054	701,953	691,841	684,657	652,206	628,987
	計	959,550	914,865	911,737	899,854	870,004	846,320

(出典 平成14年度～16年度 予算・決算書)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は、大分県を設置者とする公立大学であり、自主財源以外の部分は県の一般財源を繰り入れることで賄っている。そのため、単年度での収支は常に均衡しており、債務は存在しない。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

観点10-1-2：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

## 【観点到係る状況】

本学の収入は授業料、入学金、入学試験考査料、証明書発行手数料といった使用料手数料、及び宿舍貸付料、庁舎管理費、受託事業収入といったその他収入で構成されている。これら自主財源については前掲資料Aのとおり、毎年増加傾向にあり、経常的収入として継続的に確保されている。

教育研究に係る支出と自主財源との収支差についても、設置者である県の一般財源から支出され確保されている。

上記自主財源の他に、文部科学省、日本学術振興会の科学研究費補助金、文部科学省の補助金（GP）、各種研究助成といった外部資金を確保している（別添資料10-1参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

上記資料Aに示すとおり、歳出は抑制傾向にあるが、歳入は確保している。また、県の一般財源が確実に支出されることで、授業料は他の国立、公立大学と同水準に確保され質の高い教育を比較的安価に提供できている。

**観点10-2-1：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。**

**【観点に係る状況】**

本学は、公立大学ということもあり予算については県の予算規則に基づき作成している。

予算については、県議会で決議されること、予算書については情報公開の対象であるほか、大学教員に対しては、特に関係のある研究費・教育費等について教授会で報告している（資料B参照）。

資料B

（単位：千円）

	平成15年度当初予算額			平成16年度当初予算額			平成17年度当初予算額		
	学部	大学院	合計	学部	大学院	合計	学部	大学院	合計
公開講座	230		230	219		219	174		174
国際交流	1,510		1,510	659		659	639		639
教育環境整備	6,487	1,513	8,000	6,487	1,513	8,000	6,487	1,513	8,000
研究環境整備	52,628	2,765	55,393	50,735	2,765	53,500	43,786	2,555	46,341
年報	877		877	772		772			0
図書館運営	24,375	7,840	32,215	20,592	3,000	23,592	17,597	2,500	20,097
合計	86,107	12,118	98,225	79,464	7,278	86,742	68,683	6,568	75,251

（出典 教授会資料より）

**【分析結果とその根拠理由】**

県の予算規則に基づいて予算が作成、査定されること、決定については県議会で審議されることなどから十分な審議・決定の手順が踏まれている。また、予算書は県の情報公開の対象とし、大学教員に対しても教授会で報告することにより、関係者等へ明示している。

**観点10-2-2：収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**

**【観点に係る状況】**

収入と支出は各年度とも同額であり、収支は均衡している（前出資料A参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

各年度における収支は均衡しており、過大な支出超過にはなっていない。

**観点 10-2-3：** 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

## 【観点到に係る状況】

本学では教育活動予算として教育環境整備費、研究活動予算として研究環境整備費を設けている。そして研究環境整備費は研究費と研究旅費に配分している。研究費の40%は中央研究費として配分し、60%を研究費として各研究室に配分する（別添資料10-2参照）。また、教員の競争的資金として「プロジェクト研究」と「奨励研究」を設けている。

本学では、教育環境整備費として毎年8,000千円、研究整備費として約50,000千円を配分し、大学全体の支出が減少する中でも安定して確保している（別添資料10-3、前出資料A参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っている。

**観点 10-3-1：** 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

## 【観点到に係る状況】

県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

## 【分析結果とその根拠理由】

該当なし

**観点 10-3-2：** 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

地方自治法第233条第2項の規定により、県の監査委員が毎会計年度決算に係る書類を審査し、口頭による指導の他県報による結果の公表を行っている。

地方自治法第252条の27第1項の規定に基づく公認会計士等による包括外部監査が、事前の書類審査と数日間に渡る訪問調査により行われ、結果は全て県報により公表を行っている。

県会計規則第174条の規定による会計事務の検査が概ね2年に1度行われ、会計事務の担当課による書類審査が行われている。

## 【分析結果とその根拠理由】

(1) 監査委員による監査、(2) 包括外部監査、(3) 会計事務検査が定期的に行われており、多面的な会計監査がなされている。

以上のことから、財務に対しては適切な監査等が行われている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

該当なし

### 【改善を要する点】

該当なし

## (3) 基準10の自己評価の概要

本学では、目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために十分な資産を有しており、収支差は設置者たる県の一般財源が繰り入れられ、債務は存在しない。

また、研究活動予算として研究環境整備費を設けている。研究費、研究旅費として各研究室に配分している。教育活動予算としても教育環境整備費を設けている。さらに、競争的研究費としてプロジェクト研究、奨励研究を設け教育研究活動の活性化を図っている。

財務に関する監査体制としても、(1)監査委員による監査、(2)外部監査として、公認会計士等による包括外部監査、(3)県の内部監査としての会計事務検査、が行われ、財務状況を適切に監査、監督した上で、結果を県報等により公表している。

## 基準 11 管理運営

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 11-1-1：** 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、大分県を設置者とする公立大学であり、管理運営組織としての理事会、評議員会、各種審議会等は置いている。

本学の管理運営組織としては、行政上の組織として、学長を所属長として、学部長、学生部長、附属図書館長、事務局次長を管理・監督者として構成しているが、学内における管理運営上の最高意思決定機関としては、学則により教授会（大学院については研究科委員会）を位置づけている（別添資料「平成 17 年度学生便覧」35～36、97 頁参照）。教授会は、教授会規定により運営し、学則に定めた事項を審議する（別添資料 11-1 参照）。さらに、教授会のもとに各種委員会を設置し、事務職員も参加することで連携を図っている（別添資料 11-2 参照）。

本学の組織、人員配置状況、業務分掌については、資料参照（別添資料「平成 17 年度大分県立看護科学大学概要」3 頁、別添資料 11-2、別添資料 11-3 参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営組織は教授会を中心とし、教授会の下に各種委員会を設けている。各種委員会には、教員に加え事務職員も参加することで円滑に機能している。事務組織についても、事務局及び教務学生課に専任の事務職員を配置し、業務を遂行している。

以上のことから、本学の管理運営のための組織及び事務組織は適切な規模と機能を有しており、必要な職員を配置している。

**観点 11-1-2：** 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の意思決定は、重要事項については、毎月開催される教授会で審議し、決定する（別添資料「平成 17 年度学生便覧」35～36 頁参照）。そして経常的事項、会計事務については事務局において、学生に関する事項については、学生部で決定している（別添資料「平成 17 年度大分県立看護科学大学概要」3 頁、前出別添資料 11-3 参照）。

加えて、各種委員会は検討内容を教授会で報告し、円滑な意思決定を図っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授会は毎月開催し、定期的に重要事項の意思決定を行っている。また、会計事務等、経常的事項については事務局において行うことにより、迅速な意思決定を図っている。また、各種委員会には前出別添資料 11-2 に示す通り、事務職員も参加しており連携をとっている。

以上のことから、効果的な意思決定を行える組織形態となっている。

**観点 11-1-3：** 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

**【観点に係る状況】**

学生については、学生生活小委員会による学生生活実態調査でニーズ、意見等を把握している（別添資料 11-4 参照）。教員、事務職員については、教授会並びに運営委員会において、教員、事務職員の意見が反映できるようになっている。

しかし、これまで把握されているニーズ、意見の中で管理運営に係るものはなく、反映を行った事例はない。

**【分析結果とその根拠理由】**

学生、教員、事務職員のニーズの把握、意見集約をするための体制は整備されている。これまでに把握した内容を管理運営に反映した事例はないが、事例が生じた場合には、適切な形で管理運営へ反映することができると考えられる。

**観点 11-1-4：** 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

**【観点に係る状況】**

該当なし

**【分析結果とその根拠理由】**

該当なし

**観点 11-1-5：** 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

**【観点に係る状況】**

職員の資質向上のために、公立大学協会や県の行う研修に組織的に参加している（資料A参照）。

資料A

平成16年度研修参加実績：	公立大学協会事務職員研修会	1名
	中堅キャリアアップ研修	1名
	会計職員研修	1名
	中堅職員会計研修	1名
	トップ・マネジメント・セミナー	1名
	新任係長研修	1名

（出典 総務課調べ）

**【分析結果とその根拠理由】**

職員は公立大学協会や設置者の研修へ積極的に参加し、資質向上に組織的に取り組んでいる。

**観点 11-2-1：** 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員



の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の行政組織としての管理運営体制は大分県行政組織規則に、業務分掌は大分県地方機関事務分掌規程に定められている ([http://search.pref.oita.jp/reiki/reiki\\_top.html](http://search.pref.oita.jp/reiki/reiki_top.html) 参照)。

そして、本学役職員の学内における選考、教員の採用について、各規程により定めている (資料B参照)。また、各種委員会委員の選考基準についても教授会規程、各種委員会規程により定めている (前出別添資料 11-1, 前出別添資料 11-2 参照)。

さらに、各構成員の責務と権限についても定めている (前出別添資料 11-2, 前出別添資料 11-3 参照)。

資料B

<a href="http://search.pref.oita.jp/reiki/reiki_top.html">http://search.pref.oita.jp/reiki/reiki_top.html</a>	大分県行政組織規則第 48 条	(学長)
学内ウェブに掲載		(学部長)
学内ウェブに掲載		(学生部長)
学内ウェブに掲載		(附属図書館長)
学内ウェブに掲載		(教員選考基準)
学内ウェブに掲載		(教員選考規程)

【分析結果とその根拠理由】

県の規則において、本学の設置目的や本学の管理運営に関する業務分掌が規定されている。また、学内においては選考基準、業務分掌を明確にしている。

観点 11-2-2 : 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

毎月行われる教授会、運営委員会、研究科委員会の議事録は、ファイルとして保管すると共に、学内ウェブに掲載し、全教職員が自由にアクセスできるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員が必要に応じて学内ウェブへアクセスし、議事録の閲覧、活動状況のデータや情報等を共有するシステムが構築され、有効に機能している。

観点 11-3-1 : 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価 (現状・問題点の把握、改善点の指摘等) を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学では自己点検・評価を実施する体制として、自己評価委員会を教授会の下に組織している。委員会が教員の授業評価、FD活動、自己点検・評価書（本学では年報で対応している）の作成を一貫して行っている。委員会は学部長を長とし8名（委員長含む）の教員及び1名の事務職員で構成している。年報作成は全教職員が分担し自己評価委員会が監修している。

【分析結果とその根拠理由】

年報を作成することにより現状における問題点、改善点を把握し、FD活動に結びつけることで、自己点検・評価の体制は整備されているが、機能面は不十分な状況にある。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学の年報は平成14年度までは冊子体により、平成15年度は冊子体及び大学ホームページ上に電子媒体として掲載している（<http://www.oita-nhs.ac.jp/research/nenpo/nenpo2003.pdf> 参照）。平成16年度版は電子媒体のみとし、大学ホームページ上で公開を予定している。平成12年度から平成15年度における公開状況は資料Cのとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

年報を冊子体の送付あるいは大学ホームページ上に記載することによって、社会に対して広く公表している（資料C参照）。

資料C 平成12年度から平成15年度までの年報公開状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
冊子体配布数	189	189	189		(送付数、別途個別に配布有り)
アクセス数				267	(1月あたり平均)

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点に係る状況】

本学における外部評価の実施体制として顧問会を組織している。（平成17年4月1日時点、資料D参照）

平成15年より毎年1回定期的に開催し、顧問から大学運営に関する指摘・指導を受けることとしている（別添資料11-5参照）。

資料D 外部者による検証に関わる委員

氏名	所属
前原 澄子	京都橘大学 看護学部 学部長
中山 巖	国立大学法人大分大学 学長
佐渡 敏彦	前 大分県立看護科学大学 教授（現 非常勤講師）
安藤昭三	大分県商工会議所連合会 会長

【分析結果とその根拠理由】

顧問会を組織し、検証を実施している。

観点 11-3-4： 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

現在フィードバックのシステムは存在しない。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果をフィードバックする体制が整備されていない。結果を活かすための機能的なシステムを構築する必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

学生、学外者等の意見、自己点検・自己評価の結果を全教職員が共通認識として所有し、それを管理運営へフィードバックをするためのシステムの構築が必要な点。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

本学の管理運営のための組織としては、大分県立看護科学大学学則第 7 条により教授、助教授、専任講師により組織される教授会が置かれ、その下に各種委員会が置かれている。また、事務局には総務課が置かれており、学生部には教務学生課が置かれている。各委員会には、教員に加え、事務職員も委員として加わる体制が取られており、本学の管理運営体制及び事務組織は整備され、十分に機能している。

管理運営に関しては、県を設置者とする公立大学であることから、大分県行政組織規則及び大分県地方機関事務分掌規程において定められている。学内においては、各種委員会規程が定められ、各構成員の責務、権限が明示されている。

本学における自己点検・評価については、教授会の下に自己評価委員会を設け、活動を行っている。評価結果については、年報を通じて平成 15 年度からは大学ホームページ上で公表を行っている。また、外部の委員で構成する顧問会を設置し、毎年 1 回大学運営に関する学外者の意見を聞くこととしている。

今後は、自己点検・評価の結果をフィードバックする体制を整備し、結果を活かすための機能的なシステムを構築する必要がある。

## 選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

### (1) 観点ごとの自己評価

観点1-1：大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

#### 【観点到る状況】

本学では、建学の精神に則った生涯教育、継続教育を教育・実習小委員会、看護研究交流センター企画委員会、国際交流委員会および地域貢献・公開講座委員会の1小委員会3委員会が担当している（別添資料1、別添資料2参照）。

特に平成16年4月に設置された看護研究交流センターは、看護研究交流センター企画委員会が企画運営の中心となり(i)地域交流部門、(ii)国際協力・交流部門、(iii)継続教育部門の3つの部門を設け、地域で活躍している看護職者の卒後継続教育・研修および看護研究に関わる様々な教育サービスを設定しており、さらに本学の重点活動の一つである国際協力・国際交流の円滑な運営を図ることを目指している（別添資料3、資料A参照）。

#### 資料A

### 看護研究交流センターの開設にあたって

看護研究交流センター センター長 草間 朋子  
(大分県立看護科学大学学長)

大分県の看護職のみなさまにとって大分県立看護科学大学が大分に於ける看護、看護学の拠点施設としての役目を果たすことを目指して、平成16年4月に附属施設として「看護研究交流センター」を設置いたしました。

大学の機能として、教育、研究はもちろんのこと地域貢献活動が強く求められております。県立の看護系大学であるという本学の特徴を活かした地域貢献活動としましては、現任の看護職のみなさまの連携の機会・場を提供させていただいたり、看護職のみなさまの能力向上に貢献させて頂くことではないかと考えております。

また、本学は開学当初から国際交流・国際協力活動に力を入れてまいりました。韓国、中国、ウズベキスタンなどアジアの国との連携を強めていきたいと考え、JICA(独立行政法人 国際協力機構)と協同してさまざまな取組を実施しているところです。国際交流・国際協力を通して日本の看護、看護教育などを見直すきっかけともなっております。多くの看護教員、看護職のみなさまのご協力を得ながらますます活動の幅を広げて行きたいと思っております。

本センターに関心を持って頂き、協力して頂けることが、大学および本センターの活力になります。どうぞ、私どもに新たなエネルギーを与えていただき、みなさんのお役に立つセンターとして成長していきたいと思っております。

(出典 [http://www.oita-nhs.ac.jp/research/kango\\_center/center\\_head.html](http://www.oita-nhs.ac.jp/research/kango_center/center_head.html))

平成16年度は地域貢献の一つとして看護国際フォーラム（別添資料4参照）、公開講義「総合人間学」（別添資料5参照）、および公開講座（別添資料6参照）を開催した。大学ホームページやポスター、新聞等を用いて開催案内を行い、実施した。

また、医療機関より看護研究指導講師派遣依頼を受けた際、看護研究交流センターを通して本学教員を派遣し、看護職者に対する継続教育も行っている（資料B参照）。さらに、本学の卒業生（平成17年4月時点で約330名の卒業生を社会に輩出している）に対する継続教育を看護研究交流センターが中心になって実施することにしており、教育テーマ等を選択するためのニーズ調査を実施している（別添資料7、別添資料8参照）。

## 資料B

## 地域交流部門

地域交流部門では、看護職の皆様と共に、看護の質向上のための活動を行っております。具体的には、各施設からの要望により、看護研究の指導やさまざまな研修に、本学の教員を講師として派遣しております。具体的な活動

## 【2004年度】

## 研究支援等（指導者派遣）

- ・大分赤十字病院：研究指導  
藤内 美保（看護アセスメント学）、伴 信彦（環境科学）
- ・国立病院機構大分医療センター：研究指導  
工藤節美（地域看護学）、吉田 成一（生体反応学）
- ・国立病院機構西別府病院：研究指導  
関根 剛（人間関係学）、桜井 礼子（保健管理学）
- ・臼杵市医師会コスモス病院：研究指導  
赤司 千波（成人・老人看護学）、品川 佳満（看護護情報科学）
- ・大分県立病院：研究指導  
佐伯 圭一郎（健康情報科学）、伴 信彦（環境科学）
- ・大分県福祉健康課：大分県中小規模病院新人ナース研修体制づくり支援  
林 猪都子（母性・助産学）、大賀 淳子（精神看護学）、小野 美喜（成人・老人看護学）

## 研修会等の講師派遣

- ・看護教員再教育研修会（大分県医務薬事課）  
「事例を使ったアセスメントの教授法の実践」：藤内 美保（看護アセスメント学）
- ・大分県看護協会研修
  - \* 訪問看護職員講習会  
「フィジカルアセスメント」：藤内 美保（看護アセスメント学）
  - \* 訪問看護研修会 ステップ  
「呼吸管理」：藤内 美保（看護アセスメント学）、工藤節美（地域看護学）  
小野 美喜（成人・老人看護学）、玉井 保子（基礎看護学）
  - \* 看護研究  
影山 隆之（精神看護学）
  - \* 実習指導者講習会  
「看護過程」：藤内 美保（看護アセスメント学）、高野政子（小児看護学）
  - \* 看護力再開発講習会  
「看護過程と看護記録」：藤内 美保（看護アセスメント学）
- ・国立病院機構大分医療センター  
「フィジカルアセスメントの意義」：藤内 美保（看護アセスメント学）
- ・鶴見病院  
「看護研究」：大賀 淳子（精神看護学）
- ・日本精神科技術協会大分県支部研修会  
「看護研究」：大賀 淳子（精神看護学）

（出典 [http://www.oita-nhs.ac.jp/research/kango\\_center/koryu.html](http://www.oita-nhs.ac.jp/research/kango_center/koryu.html)）

学外への公表の有効性については直接把握していないが、該当する教育サービスへの参加者人数（前出別添資料4～6参照）、参加者へのアンケート結果（前出別添資料4、別添資料9参照）に示すとおりである。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授会の下に設置した各委員会が本学の3つの建学の精神である(i)看護学の考究、(ii)心豊かな人材の育成、(iii)地域社会への貢献のうちの「地域社会への貢献」を具体的に達成するために、看護職者をはじめ一般社会人に対し様々な形で教育・研究支援サービスを提供している。これらのサービスは、本学の使命を達成するという基本方針のもとで十分な計画・立案をし、大学ホームページ、ポスター、新聞等、様々な形で外部に公表後、実施している。

#### 観点1-2： 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学では、看護系専門職者に対する継続教育を看護国際フォーラム、公開講座および看護研究指導・講師派遣を通して行い、さらに地域住民に対する生涯教育を公開講義（総合人間学）や公開講座により行っている。それぞれの教育サービスは毎年定期的に行っている（前出別添資料4～6参照）。

看護国際フォーラムは、看護職者及び看護研究者を対象に平成12年以降毎年1回秋に開催しており、その時々ニーズにあったテーマを設定し、アメリカ、韓国、中国、タイなど様々な国から一線の看護職者、看護研究者を招聘し開催している（前出別添資料4参照）。公開講座は看護専門職を対象としたテーマで実施するほか、一般の地域住民を対象に一般家庭でも必要となる看護技術を紹介するとともに実技指導も併せて行っている（前出別添資料5）。総合人間学は毎年、10月から12月に週1回開催しており、1回毎に看護・医療に関わる内容の他、社会人として重要と思われるテーマを設定し、外部の専門家を招聘し開講している。なお、テーマに関しては教育実習小委員会が選定している（別添資料10参照）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

教育サービスとして提供している様々なプログラムを毎年、定期的で開催し、また、それぞれのプログラムの開催目的も適切であり、計画に基づいて活動している。

#### 観点1-3： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

##### 【観点に係る状況】

看護国際フォーラムの参加者数は約300名で、大分県内外の看護職者あるいは看護研究者、看護系学校関係者等が参加し、看護国際フォーラムで行ったアンケートから、大変興味深い等のアンケート結果を得た（前出別添資料4）。公開講座は実技指導が中心となるため、参加者人数は限られているが、参加者からの評価は、大部分が満足したという結果を得ている（前出別添資料9、別添資料11参照）。また、医療機関に対する看護研究指導に

関しては、年々依頼実数が増加している（資料C参照）。

#### 資料C 看護研究支援件数

	H15	H16	H17
研究指導（人数）	7	13	14
研究指導（機関数）	5	6	7

（出典 看護研究交流センターHP）

総合人間学は毎年4年生を対象に行っているが、地域住民の参加も毎回受け付けており、テーマにより一般参加者人数に若干の増減はあるものの毎回一定人数の参加がある（前出別添資料5）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各教育サービスとも一定程度の参加者数を得ている。プログラム終了後にアンケートを実施したのに関しては満足した、勉強になった等のアンケート結果を得ており、サービス享受者の満足度は高く、活動の成果は上がっているといえる。また研究指導に関しては依頼件数が年々増加しており、サービス享受者の満足度は高いと考える。

しかし、一部の教育サービスにおいて、サービス享受者へのアンケート等、意見を聞くシステムをとっておらず、今後の課題である。

#### 観点1-4： 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学が提供している教育サービスのうち、看護国際フォーラムと公開講座に関しては、それぞれ所管の委員会が事後のアンケートを実施している（前出別添資料1, 前出別添資料4, 前出別添資料9, 前出別添資料11参照）。総合人間学は4年次生の講義の一環としており、必ずしも一般参加者のニーズに合わせる必要はないと考えている。また、特に問題点として指摘された事柄はないため改善事例はない。

##### 【分析結果とその根拠理由】

教育サービス提供後、サービス享受者へのアンケートを行っているものに関しては改善のためのシステムがあり、機能していると言える。同様のシステムがない教育サービスプログラムに関しては今後同様のシステムを構築すべきか、検討する必要がある。ただし、教育サービスの一つである総合人間学は4年次生の講義の一環としており、必ずしも一般参加者のニーズに合わせる必要はなく、現状のままで充分であると考えられる。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

本学は小規模大学であるが、様々な形で地域社会への貢献を看護系専門職および一般地域住民に対し提供しており、それぞれ高い満足度・評価を得ている点。

**【改善を要する点】**

該当なし

**(3) 選択的評価基準の自己評価の概要**

本学では、建学の精神の一つである「地域社会への貢献」に則った生涯教育、継続教育を教育実習小委員会、看護研究交流センター企画委員会、国際交流委員会および地域貢献・公開講座委員会の1小委員会3委員会が担当し、看護系専門職者を対象とした看護国際フォーラム、公開講座の開催、講師派遣等を、また一般地域住民を対象とした公開講座、公開講義（総合人間学）等を行っている。それぞれのプログラムの担当委員会が毎年定期的に企画・立案、案内、実施している。

看護国際フォーラム、公開講義（総合人間学）は多数の参加者数を確保しており、看護系専門職者および一般地域住民からの一定の評価を得ていると考える。公開講座は実技指導が中心となるため参加者人数は限られているが、参加者からの評価は大部分が満足したとなっており、活動の成果は上がっている。また、医療機関に対する看護研究支援は毎年依頼件数が増加しており、看護系専門職者からの評価も高い。

本学は小規模大学ではあるが、様々な形で看護系専門職者および一般地域住民に対し教育・研究サービスを提供しており、それぞれ一定の高い評価を得ている。

以上のことから、正規課程の学生以外に対する教育サービスの達成状況は良好であると考えられる。

**(4) 目的の達成状況の判断**

目的の達成状況が良好である。